

社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会（第3回）

議事次第

平成23年1月24日（月）

8：15～9：45

於：合同庁舎4号館1208会議室

- 1 開 会
- 2 座長挨拶
- 3 議 事
 - (1) 有識者との意見交換
 - ・北川正恭 わたしたち生活者のための「共通番号」推進協議会代表
 - ・足立祥代 国際公共政策研究センター主任研究員
 - (2) 社会保障・税に関する番号制度についての基本方針(案)の主要論点について
 - (3) ワーキンググループの設置について
 - (4) その他
- 4 閉 会

配付資料：

- (資料1) 社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会委員等一覧
- (資料2) 北川代表からの説明資料
- (資料3) 足立主任研究員からの説明資料
- (資料4) 地方公共団体調査結果（全国知事会、全国市長会、全国町村会）
- (資料5) 社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針の主要論点（案）
- (資料6) ワーキンググループの設置について
- (資料7) 個人情報保護ワーキンググループ及び情報連携基盤技術ワーキンググループの開催について
- (資料8) 「社会保障・税に関わる番号制度」に係る平成23年度関係省庁予算(案)概要
- (資料9) 三つの国づくりの理念と最重要・重要広報テーマ(内閣広報室作成資料)
- (参考資料) 社会保障改革の推進について

社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会

委員等 一覧

(委員)

座長	与謝野 馨	社会保障・税一体改革担当大臣
座長代理	藤井 裕久	内閣官房副長官（衆）
	末松 義規	内閣府副大臣
	平野 達男	内閣府副大臣
	鈴木 克昌	総務副大臣
	小川 敏夫	法務副大臣
	五十嵐文彦	財務副大臣
	大塚 耕平	厚生労働副大臣
	池田 元久	経済産業副大臣
	和田 隆志	内閣府大臣政務官
	細野 豪志	内閣総理大臣補佐官
	峰崎 直樹	内閣官房参与

(オブザーバー)

古本 伸一郎	民主党税制改正 P T 事務局長
大串 博志	民主党社会保障と税の抜本改革調査会事務局長
亀井 亜紀子	国民新党政務調査会長

生活者のための「共通番号」実現にむけて

北川正恭

「共通番号」を実現する最後の機会が訪れている。「共通番号」を導入し、国民の暮らし・生活基盤を立て直し、国民の将来不安を払拭しなければならない。失敗は許されない。

「共通番号」は、これまでも様々な形で検討されたが、実現されなかった。過去の失敗に学ばなければならない。政府の都合だけで必要性を訴えても、国民には受け入れられない。

いま何故「共通番号」が必要か、「共通番号」を導入することでどのような社会をつくるのか、理念と目的を国民にきちんと示し、国民の理解を得なければならない。

「共通番号」で実現できることを示す前に、いま実現しなければ国民は何を失うのかといった、国民の生活基盤を維持する上での切実な事情、事例を打ち出し、国民と政府が目的を共有すべきである。

- 「安全・安心」「国民本位」「合意形成」の3つの原則に基づき実現すること。
- 活用場面を具体的に提起し、効用とリスク、不正の予防策や事故が起きた場合の対応策を国民に分かりやすく提示すること。
- 現在および将来のすべての国民が使える、使いやすい制度・仕組みにすること。
- 名称公募やタウンミーティングを実施し、国民の声を制度に反映すること。国民とともに制度をつくること。
- 国民、自治体、国が共有できる理念を掲げること。
 - ①公平・公正な社会の実現、暮らしの安全・安心の確保
 - ②地方分権・地域の活性化、成長戦略の達成
 - ③政府・公共に対する信頼回復

わたしたち生活者のための「共通番号」推進協議会 発足にあたってのアピール

わたしたちは、生活者の視点から、国民の暮らしのための「共通番号」を実現する。この国に住む誰もが、よりよく生きることができるよう、「共通番号」を活用し、活力ある社会、元気な日本をつくる。

いま政治、行政の信頼は失墜している。わたしたちは、「共通番号」を通じてわたしたちと国との関係をつくり直す。わたしたちは、主権者として「共通番号」を使い、行政の透明化や効率化をはかる。政府、政党には、立場を超えて協議し、政策の基本的なインフラとして「共通番号」を実現することを求めていく。

わたしたちは、政府、政党、国民各界が共有すべき原則として、次の3つを掲げ、運動を進めていく。

1. 安全・安心の原則

「共通番号」は国民の財産であり、管理・運用におけるセキュリティの確保を何よりも優先しなければならない。

2. 国民本位の原則

「共通番号」の活用は、行政の都合ではなく、生活者の視点から暮らしの安心や利便性を考え、決めなければならない。

3. 合意形成の原則

「共通番号」の導入には、理念と目的について国民的合意形成が必要であり、導入プロセスが国民に納得できるものでなければならない。

平成22年12月5日

わたしたち生活者のための「共通番号」推進協議会 一同

わたしたち生活者のための「共通番号」推進協議会 幹事会メンバー

氏名50音順

幹事 (代表)	北川 正恭	早稲田大学大学院教授
幹事	相澤弥一郎	日本青年会議所会頭
幹事	麻生 渡	全国知事会長・福岡県知事
幹事	秋草 直之	日本生産性本部副会長・富士通相談役
幹事	石原 邦夫	東京海上日動火災保険会長
幹事	大歳 卓麻	日本アイ・ビー・エム会長
幹事	大宅 映子	評論家
幹事	奥 正之	全国銀行協会会長・三井住友銀行頭取
幹事	尾崎 純理	弁護士・民間法制局代表
幹事	亀田 俊忠	亀田総合病院名誉理事長
幹事	古賀 伸明	日本労働組合総連合会会長
幹事	古賀 信行	野村証券会長
幹事	佐々木 毅	学習院大学教授
幹事	曾根 泰教	慶應義塾大学大学院教授
幹事	高橋 進	日本総合研究所副理事長
幹事	永井 良三	東京大学大学院教授・元東京大学病院長
幹事	増田 寛也	元総務大臣・東京大学客員教授
幹事	三浦 惺	日本電信電話社長
幹事	森 民夫	全国市長会長・長岡市長
幹事 (主査)	須藤 修	東京大学大学院教授

平成22年12月5日現在

社会保障・税に関わる番号制度 基本方針策定に向けて

平成23年1月24日
国際公共政策研究センター
足立 祥代
adachi@cipps.org

番号制度導入の真の意義	2
共通番号制度の利用範囲について	3
番号制度の要件抽出に向けて	4
番号体系について(概念論)	5
各種番号と連携基盤の整理案	6
番号制度を推進するための体制の整備	7
基本方針策定における留意点	8
(参考)中間整理に対する見解		
中間整理に対するCIPPSの見解①	10
中間整理に対するCIPPSの見解②	11
中間整理に対するCIPPSの見解③	12
中間整理に対するCIPPSの見解④	13
中間整理に対するCIPPSの見解⑤	14
中間整理に対するCIPPSの見解⑥	15
中間整理に対するCIPPSの見解⑦	16

日本を取り巻く情勢

国民の社会保障に対する将来的な不安や、消えない不信感

格差問題の拡大

行政のムダ

労働力人口の減少

年金記録問題

長引く不況と日本経済の行き詰まり

経済的地位の低下

国内投資の停滞

雇用・賃金の低迷

企業の高コスト環境
(対行政のコスト高)

現状の社会構造を転換する抜本的な構造改革が必要

国内構造改革の推進するための番号制度の導入

- ・番号制度は「国民の情報を正しく利用する」ための国民と国との契約
 - －国民の自己統治(セルフガバナンス)と正しい権利の行使の確立。
- ・効率的で透明な「切れ味の良い社会」をつくるための新社会基盤
 - －番号制度により、資産(ヒト/モノ/カネ)を有効に活用し成長戦略へつなげる。
 - －民間まで利用範囲を広げることにより、最大限の効果を発揮。(民間活用は必須)
- ・新しい公共による社会変革
 - －申請主義を前提とした社会・行政基盤からの脱却、手続きの大胆な簡素化・ムダの削減。

共通番号導入の目的理念を念頭におき、その目的を達成すべく必要なサービスには全て共通番号制度を適用できるよう、利用範囲を広げるべきである。

- ◆番号の利用範囲を業務では区切らず、官民間問わず必要に応じ制度を適用する。
- ◆適用検討時利便性/情報管理のリスク・コストの考慮だけでなく、運用性の視点の考慮や検証も必要。
(リスクを考慮しすぎて過度な対策をとり、複雑な運用を関係機関・自治体等に強いらぬ。)
- ◆リスクの検証では現状のリスク(人為的ミス等)も十分考慮する。

番号制度より実現できる機能

正確な個人識別

正確な本人確認

正確な現況確認

正確な情報連携

特に本人確認や行政発行の証明書を必要とする**民間の業務も含めたユースケースの検討が必要**

活用事例

金融機関

- ・口座開設時、ローン契約時等の本人確認や現況確認への活用
- ・商取引時の本人確認

入学・就職等

- ・入学、就職時等の正確な本人確認や現況確認(扶養者の確認)

保険機関

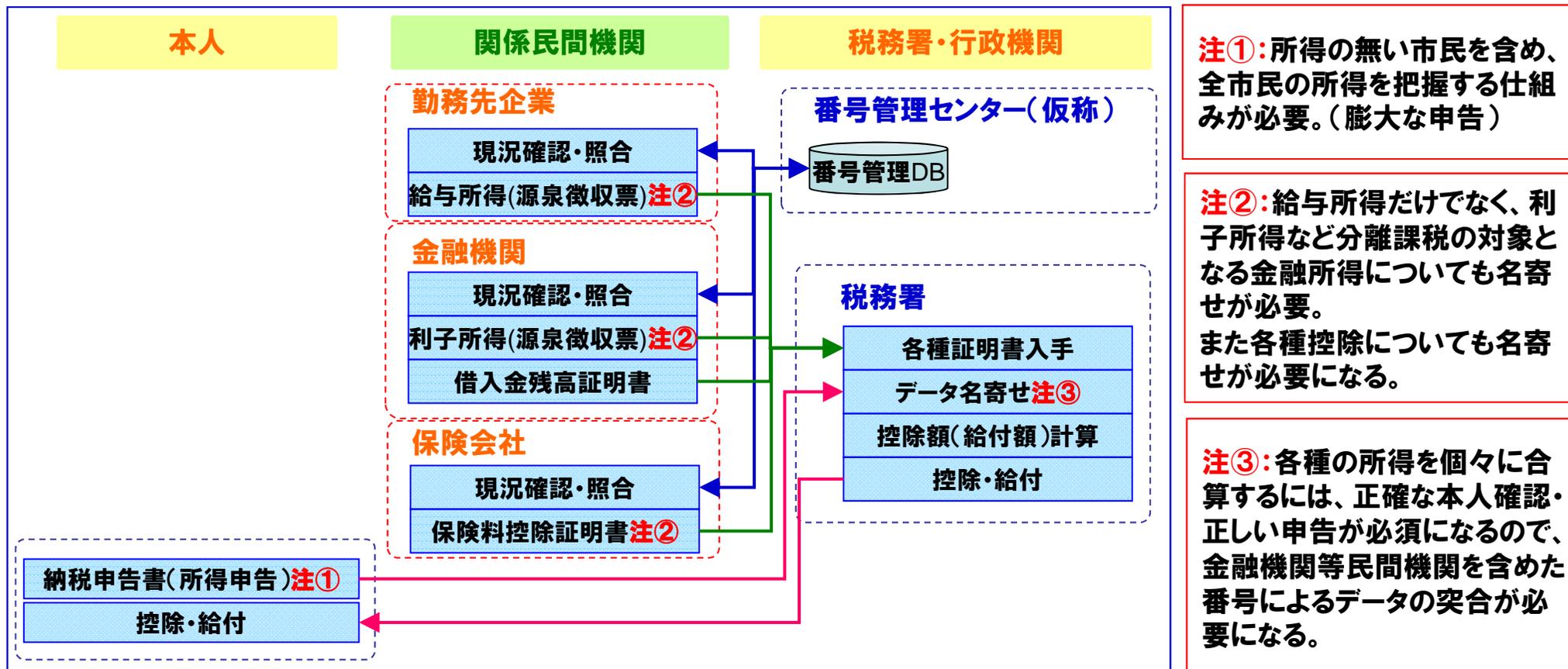
- ・保険加入時、保険金支払い時等の本人確認、現況確認

不動産

- ・不動産売買時の本人確認
- ・賃貸時の本人確認

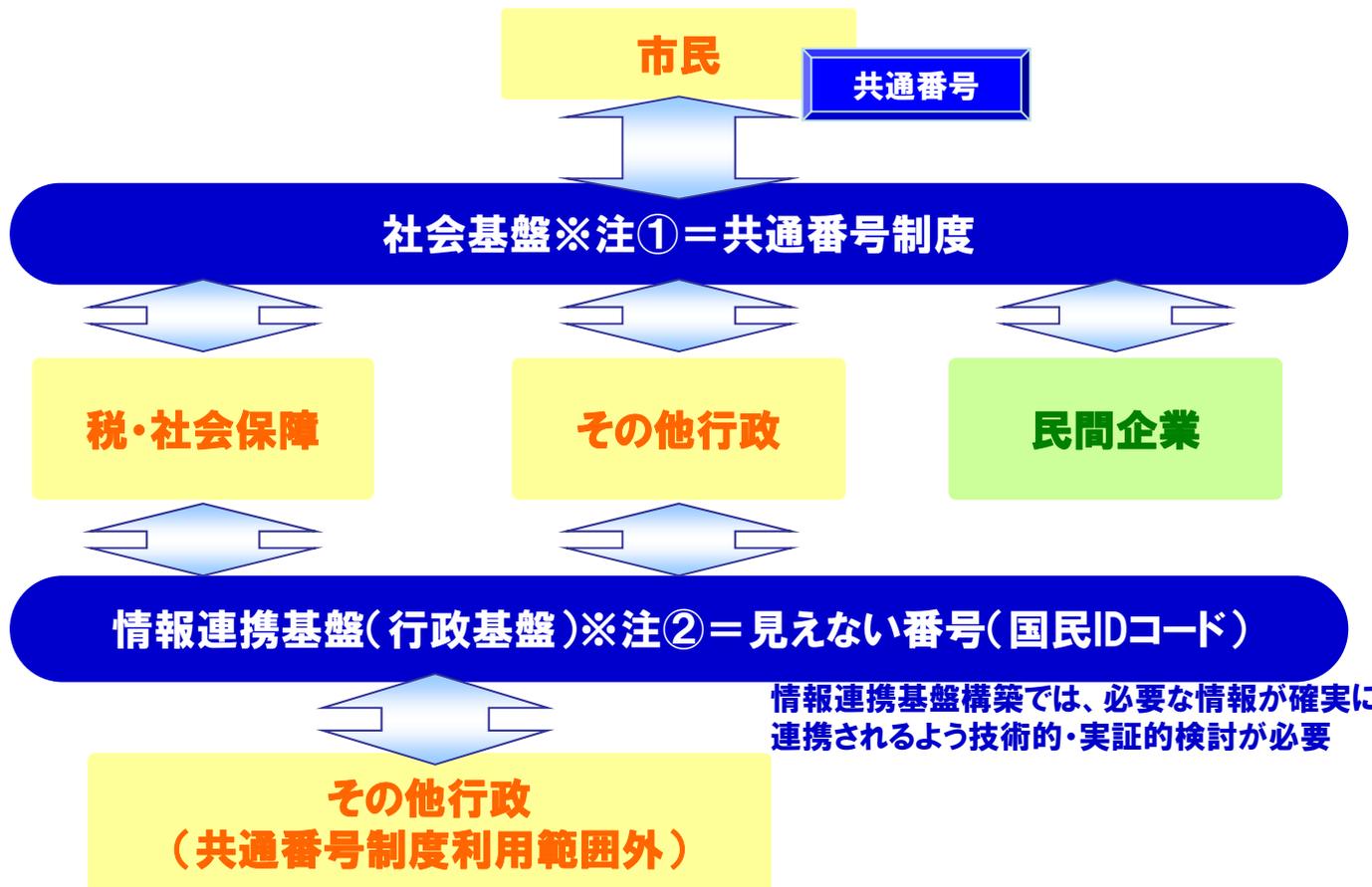
スモールスタートで行政内に閉じた当初範囲でも、社会基盤化することを念頭においた制度設計をすべきである。

給付付き税額控除制度を事例とすると、番号が民－民－官で流通するだけに留まらず、民間における確実な本人確認、現況確認、情報連携によって制度は実現する。



番号制度の要件は、具体的なユースケースによって見出される要件によって決めるべきである。目的(実現すべきこと)や実現方法・ツールを定義し、最大限効果が発揮できるように制度設計すべきである。

共通番号制度は、新たな社会基盤となる制度であり、番号自体は市民と各機関が連携するためのツールとして位置づけられる。また、情報連携基盤は行政機関の間で連携して業務改革を推進するための基盤として位置づけられる。



※注①:社会基盤

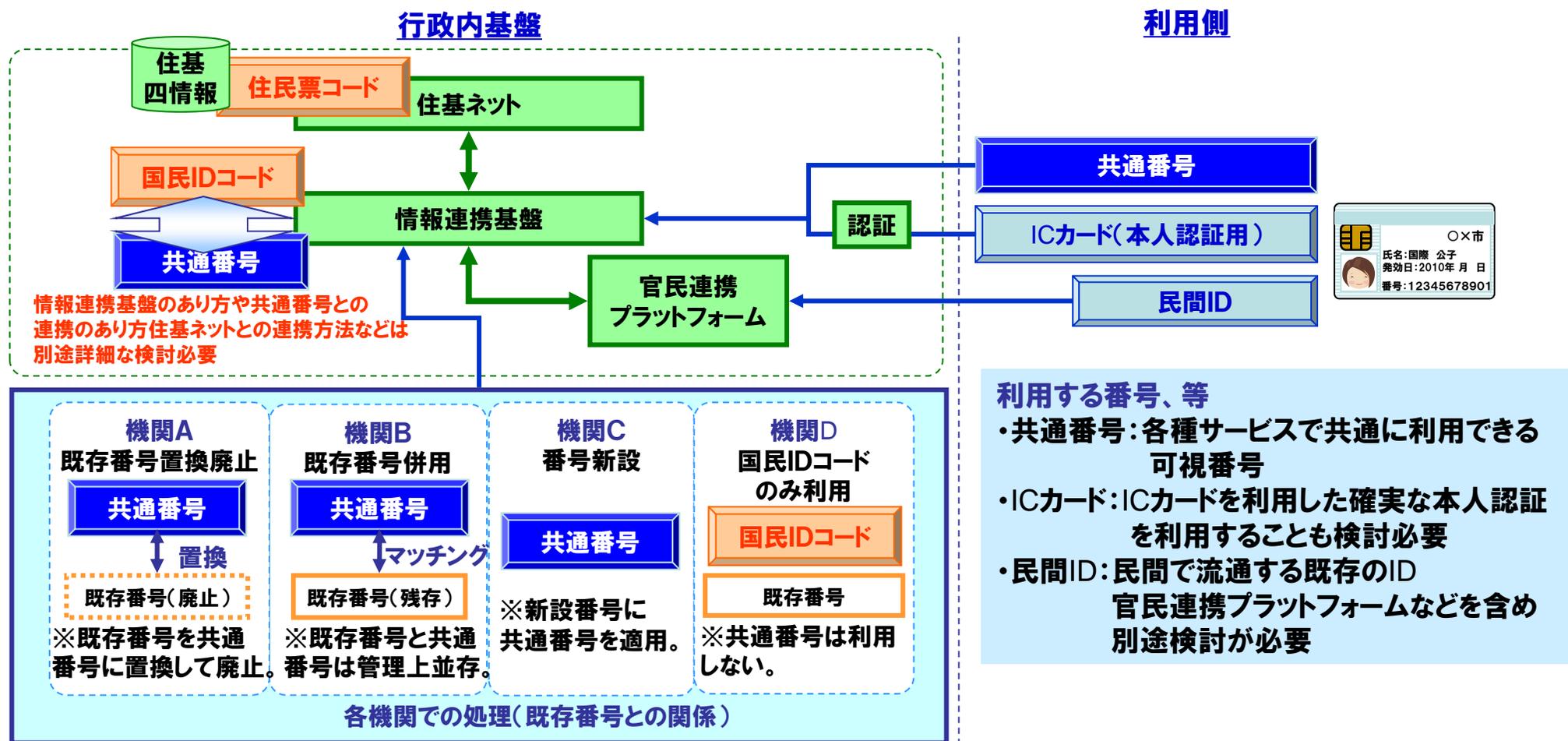
共通番号制度は、付番だけでなく、市民の正確な権利や義務を履行するという国民と国の契約行為に相当する基盤の変革である。正確な個人識別、本人特定(認証)ができることにより変革が実現する。

※注②:情報連携基盤 (見えない番号の必要性)

行政機関間の情報連携を行う。情報連携基盤により行政内の業務改革(BPR)を推進する。利用する番号は共通番号と同じにする必要はない。セキュリティを考慮して見えない(見せない)別の番号の導入をするか検討が必要。

番号制度の各々の概念を整理し制度を設計後、各番号の持ち方・システムの設計をする必要がある。

共通番号 : 市民が目で見える『サービス番号』として、適用可能なサービスに有効に活用。
国民IDコード : 情報連携基盤内の連携コードとして、各サービス間の情報交換に利用。



用途・リスクへの対応策を十分考慮し、情報基盤(番号/カード/ネットワーク等)のあり方を整理する必要がある。

共通番号の導入は社会基盤をつくりなおすという重要な国家的政策である。そのため、総理大臣の強いリーダーシップが不可欠である。総理大臣の指示のもと、省庁横断的に国・地方連携、民間連携や社会保障に限らず行政の抜本改革を行なうための権限をもった大臣級の責任者の設置とその下での実行組織が必要となる。

◆内閣総理大臣◆

◆番号制度担当大臣(仮称)◆

◆実行組織◆

- ◇国家構造の有り方の検討・法制度化
 - －新たな社会基盤(社会保障、行政、民間含めた社会全体)のあり方の検討。
 - －法制度の整備。
- ◇業務改善推進検討・推進
 - －省庁横断的、地方自治体まで含めた業務の見直しと改善(BPR)の推進。
- ◇情報基盤整備検討・構築・運用管理
 - －省庁及び関連機関、地方自治体、さらには民間企業利用まで含めた情報基盤のあり方の検討、設計・構築。
 - －構築後の拡張の検討、運用管理。

総理大臣のリーダーシップのもと、官民の英知を結集した実行組織の組成が必須。

1. 番号制度の導入は、国民主権に立ち戻り、新たな社会を創る社会基盤を整備する国家政策である。（単なる電子行政の推進のツールではない。）

- ◇日本が目指す新たな社会像を創造し国民へ提示することにより、広く国民の理解を得る
- ◇行政側からではなく、国民側からの視点で制度設計を行う
- ◇単なる電子化ではなく、地方自治体・省庁横断的に基盤を見直し、抜本的な業務改革の実施

2. 国家政策推進の見地に立ち、総理大臣のリーダーシップの下、制度推進体制を確立する。

- ◇推進の実務責任者となる「番号制度担当大臣(仮称)」を早期に設置し、省庁から地方自治、民間企業までの全関係者を巻き込んだ推進体制の確立

3. 新たな社会および社会基盤によって実現する制度、仕組みの具体例(ユースケース)を下に、制度設計および国民理解の醸成を図る。

- ◇番号制度によるメリットはもちろんのこと、デメリットもわかりやすく説明し国民の理解を得る
- ◇ユースケースをベースとして具体的な制度設計を実施する

(参考) 中間整理案に対する見解

※中間整理の内容と差異がある部分を赤字表記

項目	CIPPSの見解	政府中間整理 各論と方針
<p>制度導入の目的</p>	<p>番号制度は社会基盤の再構築(社会構造改革)である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民本位の国づくりの基礎となる基盤構築 <p>番号制度は国民が自分の情報を管理(自己統治)するために導入。国民が自らの権利を正しく行使可能に。</p> <p>※国の管理を強めるものではない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりを大切に作る社会の創出のための基盤構築 <p>真に社会保障を必要とする人へ確実に手を差し伸べられるセーフティネット作り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成長戦略へ活用する事による経済の活性化と国際競争力の向上のための基盤構築 <p>官民連携した新たな基盤づくりにより、社会全体の無駄を省き、さらに提供される情報の活用による新たな産業の誘発。</p>	<p>番号を用いて所得等の情報の把握とその社会保障や税への活用を効率的に行うとともに、IT化を通じ効率的かつ安全に情報連携を行える仕組みを、国・地方で連携し協力しながら整備することにより、国民生活を支える社会的基盤を構築すること</p> <p>(国民の権利を守ること、すなわち社会保障給付を適切に受ける権利、更には種々の行政サービスの提供を適切に受ける権利を守ること)</p>
<p>番号制度導入の理念 (※CIPPSは基本方針)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民視点に立った制度設計の実施 ～国民の視点にたち、国民の便益を第一とした制度設計を実施する。 ～日本に住む全ての人々が安心・安全に生活ができる社会基盤を構築する。 2. 社会全体の基盤整備の実施 ～一人ひとりを正確に確認し公平・公正にサービス提供できる基盤の整備。 ～社会全体の無駄の削減と、将来的な成長戦略実現のための基盤へ。 3. プライバシー保護の徹底による国民の不安の解消 ～国民の不安を解消し、安心して利用できる環境を整備。 ～技術と法制度の両面から徹底した対策を実施。 4. 制度の確実な導入のための強固な推進体制の確立 ～確実に導入するための基本法の制定と、国策としての推進体制強化。 ～第三者機関の設置による、確実な運用・監視体制の確立。 	<p>「より公平・公正な社会」、「社会保障がきめ細やか且つ的確に行われる社会」、「行政に過誤や無駄の無い社会」、更には「国民にとって利便性の高い社会」、そのような社会を目指すということ</p>

項目	CIPPSの見解	政府中間整理 各論と方針
利用範囲 (番号制度を活用して情報を連携させる範囲)	<ul style="list-style-type: none"> ・共通番号導入の目的理念を念頭におき、その目的を達成すべく必要なサービスには全て共通番号制度を適用できるように、利用範囲を広げるべきである ◆番号の利用範囲を業務では区切らず、官民間問わず必要に応じ制度を適用する。 ◆適用検討時利便性/情報管理のリスク・コストの考慮だけでなく、運用性の視点の考慮や検証も必要。 (リスクを考慮しすぎて過度な対策をとり、複雑な運用を関係機関・自治体等に強いらぬ。) ◆リスクの検証では現状のリスク(手作業による人為的ミス等)も十分考慮する。 ・民間での利用は、民間に番号が流通するだけでなく本人確認等でシステムの連携できるようにすることが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「幅広い行政分野」(C案)での利用を視野に入れつつ、まずは「税+社会保障分野」B案から開始 ・民-民-官の関係で利用可能なこと
番号対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・全国民と、日本における負担給付の対象の外国人全員に付番 ※法人への付番は本検討では対象外とし、別途検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・負担給付の対象者全員(外国人・法人含む)
番号に何をを使うか	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票コードを利用した新たな番号 	<ul style="list-style-type: none"> ・住基ネットを活用した(住民票コードをと一対一対応した)新たな番号を使うことで検討をすすめる

項目	CIPPSの見解	政府中間整理 各論と方針
番号の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・全員に一意的な番号を悉皆的に付与すること ・共通番号は可視であること ・セキュリティを考慮すると見える番号/見えない番号という複数の番号を設置することもありえる ・住基四情報と連携した確実な本人確認が可能であること 	<ul style="list-style-type: none"> ①全員に悉皆的に付番されていること ②全員が唯一無二の番号を持っていること ③「民一民一官」の関係で利用可能なこと ④目で見て確認できる番号であること ⑤最新の住所情報が関連付けられていること <p>※情報連携ID: 全員に唯一無二の番号が付番されることが必要、目で見て確認できることは不要。共通番号と情報連携IDは同一の必要は無い。</p>
付番・管理機関	<ul style="list-style-type: none"> ・利用範囲を鑑み、官民間問わずに利用できるよう必要な要件を整えられる機関に設置すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・歳入庁、内閣府、総務省、国税庁、厚生労働省、等のうち、歳入庁構想との関係整理と番号を何にするか、利用範囲等に照らし合わせ決定。
番号保持期間	<ul style="list-style-type: none"> ・共通番号を利用するサービスが必要とする期間保持すべき。 	—
管理方式	<ul style="list-style-type: none"> ・番号管理: 番号の管理と番号の一元化(統一化)は意味が異なる。共通番号自体の付番と管理は一元的に実施すべきである。また、個別の既存の番号は個々に現状どおり管理すべきである。 ・情報管理: 情報は現状どおり、分散管理をすべきであり、集約をする必要はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号管理: 一元管理又は分散管理とすべき具体的分野について今後検討を進める。 <p>分散管理方式では、①すべての分野でバラバラの番号となり、数が多すぎて不便・混乱を招く上、②社会保障と税の一体性が不明確となりがちなこと、一元管理方式では、③既存の番号をできる限り有効に活用して導入コストを抑えることが難しいことや、④プライバシー保護の要請が強い分野の番号を他分野と一元化するのは望ましくないこと、などに鑑みて検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データベース: 分散管理方式とすることを前提に検討を進める

中間整理に対するCIPPSの見解④

項目	CIPPSの見解	政府中間整理 各論と方針
番号の変更	<p>・基本的に変更は不可。 ただし、共通番号の使用に不都合がある場合、家庭裁判所の手続き等を経て変更を認めるものとする。 ※システマ的には変更を可能にすること</p>	—
番号利用の義務と選択	<p>・国民の義務に関わるサービスは、国民に対し、制度を公平・公正に履行する社会を創出するために、利用を義務とすべきである。(例：納税 等) ・国民の利便性を重視したサービスで、番号の裏に個人のプライバシーに関わる情報を多く持つサービスについては、利用するか否かは国民が自由に選択をできることが望ましい。(例：病歴・投薬歴等医療情報の管理 等)</p>	—
既存の番号との関係	<p>利用するサービスごとにあらゆる要件を考慮し決めるべきである。 【選択肢】 ①置換：既存の番号を共通番号に入れ替えて利用する ②併用：既存番号はそのまま利用し、共通番号とヒモ付けて利用する ③新設：既存番号が無い場合、共通番号をそのまま利用する</p>	—
法の整備	<p>・共通番号制度の設置について、包括的な基本法を制定。 ・基本法で規定された基本方針を踏まえ、関連する各種行政サービスの関連法を改正。</p>	—

項目	CIPPSの見解	政府中間整理 各論と方針
地方公共団体等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・番号制度を有意義に活用するには、省庁間を連携するだけでなく地方自治まで包括的に連携する仕組みとすることが不可欠。 ・社会保障サービスを個人に確実に提供するには、住民基本台帳に記載されている情報と所得に関する情報は不可欠であるので、市町村のシステム連携は必須。 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号制度の活用による社会保障の充実や負担 ・分担の公平性、各種行政事務の効率化の実現には、国と地方公共団体が密接に連携を図ることが必要不可欠。 ・国と地方公共団体・関係機関が相互に調整し、地方公共団体の実績も踏まえながら、あり方を議論・検討を進めていくことが必要。
制度推進体制	<p>総理大臣の指示のもと、省庁横断的に国・地方連携、民間連携し、社会保障に限らず行政の抜本改革を行なうための権限をもった大臣級の責任者の設置とその下での実行組織が必要となる。</p> <p>【整備すべき項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家構造の有り方の検討・法制度化 <ul style="list-style-type: none"> －新たな社会基盤(社会保障、行政、民間を含めた社会全体)のあり方の検討。 －法制度の整備。 ・業務改善推進検討・推進 <ul style="list-style-type: none"> －省庁横断的、地方自治まで含めた業務の見直しと改善(BPR)の推進。 ・情報基盤整備検討・構築・運用管理 <ul style="list-style-type: none"> －省庁及び関連機関、地方自治体、さらには民間企業利用まで含めた情報基盤の設計・構築。 －構築後の拡張の検討、運用管理。 	—

項目	CIPPSの見解	政府中間整理 各論と方針
個人情報保護の徹底	制度とシステムの両面から徹底した対策が必要	最低限以下①～④を実施する方向で検討
①自己情報へのアクセス記録の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・国民が自己の情報を管理できる仕組みはサービス開始時から必須。 (管理内容は法制度・システムの両面から慎重な検討が必要) ・アクセスコントロールとアクセス履歴の管理は情報連携基盤では必須である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民自らが、いつ、誰が、何の目的で自己の情報にアクセスをしたのかチェックできる環境を整備しておく必要がある (ICカード等による本人確認の上、個人が所有するパソコン端末や携帯電話においてチェックできるようにすることも考えられる)
②第三者機関の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・行政権力との分離による監視の徹底を図るため、国家行政組織法第三条に基づく機関として設置。 ・権限(調査・監査)、構成員、任命者、責任、役割(ミッション)、を厳格に規定。(法整備必要) ・専門スキルを必要とする業務については民間からも人員を採用すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政権力から一定程度独立した第三者的な立場によって常に監視する機関を置くことが必要 ・どのように独立性を担保しどのような権限を持つべきかという観点から責任主体、設置形態(単独省庁or三条委員会)、人事(人員構成)、調査権限、規模などの論点について検討する必要がある
③目的外利用の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・目的外利用の厳密な禁止・罰則規定が必要。(情報提供者と利用者) ・個人情報を利用した逆選択の禁止と罰則規定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・厳密な禁止・罰則などの規制を強化することが必要。利用目的を明示し、匿名化を行うことや、目的達成のために不必要な個人情報は収集しないようにするなど、具体的な法原則を明示することを改めて徹底するとともに、関係法令における罰則を強化する。
④関係法令における罰則強化	<ul style="list-style-type: none"> ・不正利用についての厳格な罰則規定を定めるとともに万が一の事故時の処置についても規定が必要。 	
⑤プライバシーに対する影響評価の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・国民一人ひとりにとってのリスクを具体的に評価する仕組みが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> プライバシーに対する影響評価の実施とその結果の公表を義務付けることが考えられる

項目	CIPPSの見解	政府中間整理 各論と方針
<p>⑥偽造なりすましの防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスごとに必要に応じたセキュリティレベルでシステム設計すること。 (プライバシー保護を確立したうえで利便性のある仕組みをつくる) ・公的認証基盤の構築による正確な本人確認が必要。(ICカード導入) ・不正行為に対する罰則規定。 ・海外まで含めた情報収集と対策の徹底。 ・情報正当性の確認措置システムの導入。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を保有する機関においてセキュリティー強化を図る必要があることはもちろん、さらに、確実な本人確認が行われる仕組みが必要である。 ・具体的には、既存の安定した仕組みとして住基カードのようなICタグを組み込んだICカードを活用することが考えられる。

地方公共団体調査結果
(全国知事会、全国市長会、全国町村会)

社会保障・税に関わる番号の利用方法に関する調査結果

(全国知事会)

問1. 当該行政サービスにおける番号の利用方法

1	社会保障分野	4	社会保障分野＋税務分野
2	税務分野	5	税務分野＋その他行政分野
3	その他行政分野	6	社会保障＋その他行政分野
		7	社会保障分野＋税務分野＋その他行政分野

分類	利用方法
A 各種申請時の提出書類の削減等により、住民の利便性向上を図る事例	
1	医療保険の資格喪失・取得の手續において、保険者間を異動する際に資格喪失を証する書面の提出が不要となる。
1	<p>保険者同士で給付に必要な情報をやりとりすることで、住民が行う手續を簡素化できる。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 高額医療・高額介護合算制度を利用する際に添付書類を省略できる。また、被用者保険であっても医療保険者・介護保険者それぞれに対する申請が1箇所済むようになる。
1	精神障害者保健福祉手帳の交付申請時に、医師の診断書や精神障害を支給事由とする障害年金を現に受けていることの証明書の写しが必要だが、医療機関での受診履歴等の情報に付番すれば、居住地の市町村の窓口で申請手續が完結する。
1	母子寡婦福祉資金貸付金の貸付申請に係る添付書類のうち、住民票、戸籍謄本等が不要となる。
1	特別障害者手当、特別児童扶養手当について、本人が受け取っている年金情報を把握できれば、認定請求書・所得状況届に添付している年金証書の写し等が不要となる。また、身体障害者手帳、療育手帳の情報に付番することで、障害の程度を把握するために添付している手帳の写し等が不要となる場合がある。さらに、施設入所支援サービスの利用情報に付番すれば、施設入所時における資格喪失届の届出漏れを防ぐことができる。
1	特別障害者手当、特別児童扶養手当等において、市町村の住民基本台帳情報に付番することで、新規申請時の住民票の写しの添付が不要となる。また、死亡や国外転出等で確実に資格喪失した場合の資格喪失届が不要となる。
1	心身障害者扶養共済の加入申込や現況確認において、市町村の住民基本台帳情報に付番することで、住民票の写しの添付が不要となる。

1	原爆被爆者援護制度において、手帳申請、居住地変更、氏名変更の手續に必要な住民票等の添付が不要となる。
B 特定の情報をカードに付加することで、住民の利便性向上を図る事例	
1	医療保険情報と福祉医療情報を一元管理し、公費情報を保険証などにIC化して付与すれば、公費優先順の適正化や医療事務の効率化が図られる。また、障害福祉情報や診療情報(透析、難病等)などもIC化して格納し、本人が所持すれば、災害や事故の際に、効果的で迅速な救命等につなげることができる。
1	医療保険制度の変更についていけない高齢者が増加している。社会保障の最前線である医療において、国民皆保険を効率的に達成するには、医療保険の資格情報を一元管理し、カード化することが必須。
C 情報の共有化等により、公平・公正で効率的な事務処理を可能とする事例	
1	保険請求上、一定期間に算定できる上限が設けられた診療について、複数の医療機関を受診した場合の請求の厳格化が図られる。
1	医療保険と介護保険の重複請求の捕捉に利用することで、保険給付の適正化が図られる。
1	被用者保険から国民健康保険への変更時に、いわゆる医療保険未加入の状況が生じやすい。番号制の導入により、被用者保険離脱データを住所地の市町村が閲覧できれば、対象者を速やかに把握できる。
1	加入医療保険の変更後に旧被保険者証を利用して受診した場合などの、煩雑な過誤調整事務を削減できる。
1	医療保険加入情報と住基情報を共有することで、医療保険への重複加入や未加入の防止が可能となり、届出なしにいつでも適切な医療保険に加入し、安心して医療を受けることができる。また、届出の遅延による保険料(税)の遡及賦課や資格の過誤による保険給付の調整など、事後的な事務処理を軽減できる。
1	医療保険の保険者が診療履歴を共有することにより、重複受診の回避や既往歴管理等を実現できる。
1	医療保険において、保険者間を資格異動する際に、被保険者証に関する事務(証の作成及び交付)や異動に伴う連絡調整事務の縮減を図ることができる。また、不安定な雇用情勢に伴い、国民健康保険と他の被用者保険との加入・喪失を繰り返している被保険者の国民健康保険料の過誤納金(還付金)が多く発生しているが、番号制度の導入により適正な資格管理が可能となれば、過誤納金や保険料の更正自体も減少する。
1	最新の医療保険の資格状況を確認できれば、旧医療保険者の発行する資格喪失証明書を持参しなくても国民健康保険への加入手續が可能となる。また、他の医療保険へ加入した場合は、職権で国民健康保険の資格を喪失させることができる(法改正が必要)など、資格の適正化と手續の簡素化が図られる。
1	後期高齢者医療制度において、保険者同士が情報を共有することで、添付書類が省略できるほか、被扶養者に係る保険料の軽減判定が確実にできる。

1	地方単独医療費助成の受給資格者情報と医療保険の被保険者情報を連動させることが可能となれば、地方単独医療費助成事業の受給者証を医療保険の被保険者証に統合することができる。これにより、受給者は医療に係る助成を被保険者証一枚で受けることができ、また、市町村における地方単独医療費助成事業の受給者証交付に係る事務を大幅に軽減できる。
1	地方単独医療費助成に係る公費助成額計算時に、医療保険における給付情報が活用できれば、受給者からの申請なく助成(自動償還)することができる。
1	日本年金機構が有する年金情報に付番することで、児童扶養手当申請時の年金受給状況調査等の事務を簡素化できる。
1	社会保障に係る各種給付を受ける際に、併給できない別の給付を受けていないかを確認できる。 (例) ・ 特別障害者手当又は生活保護費と原爆被爆者の手当との併給調整
1	被爆者健康手帳の所持に係る情報を共有することにより、医療・介護分野における公費負担制度の利用の徹底が図られる。
1	社会保障に係る各種給付の申請から受給までの期間が短縮され、より迅速に給付が受けられる。
1	給付等の様々な情報を、求められてからではなく、要件を満たす人に行政から積極的に提供できる。(例) ・ 子ども手当の受給対象世帯に、手当に関する情報と申請手続を通知する。
1	子ども手当を受給している親がDV被害から逃れるために他市町村に転出した場合、転出先で子ども手当を受給するためには、転出前の市町村の手当失効手続が必要となるため、都道府県を介して両市町村間で確認を行っている。番号制度を活用することで、本人確認が直接市町村間で可能となり、失効手続等が迅速となる。(都道府県を介さずに確認可能となる)
1	父母等の住所が異なる場合の子ども手当の申請において、他市町村での父又は母の申請・受給状況が確認できれば、二重支給を防止することができる。
1	母子家庭、父子家庭、寡婦に対する各種支援制度の周知や、新たな支援施策の立案のため、市町村ごとの対象世帯数やそのニーズ、世帯の所得等をデータベース化する。
1	地域医療・介護連携における活用が可能となる。 (例) ・ 在宅介護の現場で、医師、ケアマネージャー、介護事業者、地方自治体など、複数の関係者が診療履歴、投薬履歴、ケアプラン、介護記録などの情報をデータベースに蓄積して共有し、最適なサービスを提供する。
1	介護保険の保険者や事業者が、介護認定やケアプランの情報、サービス利用状況を共用できる仕組みを構築すれば、住所移転により保険者や事業者を変更する場合でも、介護認定情報の引き継ぎや、従前のケアプランを参考としたプラン作成などにより、切れ目の無いサービスを提供できる。

1	介護保険事業計画策定時に実施する要介護者の実態把握やニーズ調査、介護入所施設における待機者状況調査などにおいて、対象者の状況(情報)把握が容易となる。
1	個人の健康に関わる情報(診療の記録、健診結果など)は、医療機関や保険者をまわって、総合的かつ継続的に記録、閲覧することは困難である。番号制度を活用した電子健康手帳(EHR:Electronic Health Record)を実現することにより、「複数の医療機関における情報シェアや相互連携」「重複・不要検査の削減」「リアルタイムでの患者情報のアクセス」が可能となる。
1	患者の希望に基づいて、医療機関が電子カルテを相互に参照することで、アレルギー・既往症・投薬歴等を確認でき、これにより、複数の医療機関で適切かつ質の高い治療を受けやすくなる。また、重複した受診・検査・処方を減らすことができる。
1	結核、肝炎その他の生命及び健康に重大な影響を与える疾病で、治療、経過観察その他の措置を必要としている者が所在不明である場合において、共通番号を活用して現住所を確認し、必要な措置を行うことが可能となれば、当該者の生命や健康を守ることができる。 ※ 既に、「本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例」に基づき、住基ネットを活用することで実現している例(県)がある。
1	処方箋作成に当たり、現在使用している薬の情報が共有できれば、薬の飲み合わせの可否の確認が容易となり、副作用の防止等につながる。 (現在は患者の自己申告による。)
1	既往歴(予防接種など)を失念した場合や、事故等で意識を失った患者に緊急治療が必要な際に、既往歴等の参照ができる。
1	医療機関相互の情報をデータベースに蓄積して共有することで、個人に最適なサービスの提供が可能となる。 ・ 診療情報(加入医療保険の変更があっても一貫した番号で追跡できる) ・ 検診情報と治療の連携(検診情報をその後の治療に効果的に活用できる) ・ 診療情報と服薬情報の連携(特に向精神薬服用者の自殺、うつ病の予防)
1	医療・医学研究のベースとなる正確な統計・データの効率的な収集・整備が容易になる。
1	国公立の医療機関をネットワーク化し、診療記録等をデータベース化することで、「コホート調査」が可能となり、効果的な治療方法に関する長期的な研究に取り組みやすくなる。
1	地域がん登録事業において、がん登録をする患者の情報を管理することで、正確なデータを効率的に収集できる。
1	健康増進法第16条の規定により、都道府県が疾病登録により生活習慣病の発生を把握しているが、該当病名での受診情報をもとにした登録を行うことにより、登録の量的精度が確保できる。ただし、レセプト病名といった受診情報のみでは現在の登録内容の代替とはなり得ず、登録を依頼する契機とするか、診療歴など他情報とのリンクを検討する必要がある。

1	社会保障サービスの利用状況等に付番することにより、死亡届が出されなかった疑いがある高齢者を把握できる。
1	所在不明高齢者の特定調査に際し、住民基本台帳、介護保険サービス利用実績など市町村の内部情報は「番号なし」で利用できるが、後期高齢者医療給付状況など他の団体が保有する情報の利用が可能となる。また、戸籍との関連づけができれば、さらに正確な調査が可能となる。
1	公務災害補償制度や労災補償保険制度の認定において、認定や補償実施のために参考資料(診療報酬明細書、交通事故証明書等)を収集したり、医療機関や共済組合等との調整等を行っているが、各機関が付番することにより、事務手続を簡素化できる。
1	職業紹介の状況、雇用保険の加入期間、ジョブカードの職務経歴、職業訓練歴等の情報を一元的に管理することで、就職支援、失業等による給付、再就職支援等を効果的・効率的に行うことができる。
1	他の行政機関等が有する情報を確認することで、公平・公正で効率的な業務が可能となる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅介護 関係機関や主治医等が、要介護認定結果、居宅サービス計画、診療履歴等の情報を共有することで、より決め細やかな自立支援が可能となる。 ・ 重複した検査・投薬の省略 医療の受診情報、投薬情報等の医療機関における共有により住民の身体的、経済的負担の軽減が可能となる。 ・ 児童扶養手当・特別児童扶養手当 年金情報を共有することで、年金受給に伴う資格喪失や返還金発生等への的確な対応が可能となる。 ・ 特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当、心身障害者扶養共済 所得情報を共有することで、所得の増加等に伴う資格喪失や返還金発生等への的確な対応が可能となる。
1	感染症法に基づき公費負担治療を行う結核について、保健所が受診状況を把握することで、受診中断防止のための介入等を適切に実施できる。
1	予防接種法で勧奨されている一類疾病等に係る予防接種について、接種歴等の全国一律の管理が可能となれば、転入等に伴う接種歴調査等が不要となるなど、市町村が行う事務の効率化が図られる。
1	重度心身障害者など、各種医療費助成制度の対象者情報を共有することで、適正な医療費の公費負担が可能となる。
1	市町村や児童相談所における虐待防止施策を効果的に実施するため、市町村が有する妊婦健診の受診情報等に付番し、虐待リスクを持つ親を事前に把握する。
1	乳幼児虐待、DVなどが疑われる事例について、医師、警察、地方自治体など関係機関が診療履歴、健診記録等の情報をデータベースに蓄積して共有し、虐待予防などにつなげる。

1	施設入所児童に係るこども手当相当額の交付申請において、当該保護者の子ども手当の受給状況の確認(市町村への照会)が不要となる。
1	児童相談所におけるCA情報(※)のデータベース化が可能となる。 ※ CA情報: 転居先が不明のまま支援が途切れたような事例について、全国の児童相談所間で情報を共有するための情報連絡システム
1	低所得者の入院時食事療養費等は、12ヶ月以内の入院期間が90日を超える者(長期該当者)の場合、負担額が軽減される。保険者間で入院情報が共有化されれば、保険者が変更になった場合でも、長期該当者か否かの判定を円滑かつ正確に行うことができる。
1	年金事務所の(生活保護)被保護者の年金加入記録及び受給記録を福祉事務所が共有できれば、被保護者への各種年金の受給申請指導及び年金の収入認定が容易かつ正確となる。 (現在は、加入記録は年金事務所への文書照会、年金収入は、被保護者の申請又は年金事務所への文書照会により把握。)
1	福祉事務所、市役所等の関係機関内で、(生活保護)被保護者の移転に伴い届出等が必要となる情報を共有できれば、被保護者の移転事務(要保護者の転出通知等)を容易かつ正確に行うことができる。
1	医療機関の受診情報を福祉事務所が共有すれば、(生活保護)被保護者の重複受診を容易に把握でき、早期の受診指導が可能となる。 (現在は、被保護世帯訪問時の聴取又はレセプトによる把握)
1	妊婦健康診査助成制度では、妊婦の転入出や妊婦届出以後の姓の変更等が多いことから、確実に個人を特定することで、事務作業を相当程度効率化できる。また、特に転入出を繰り返す者の情報を一元化すれば、当該者の支援に活用することも可能となる。
1	特定不妊治療費助成事業には、転出入に関わらず助成期間が通算5年度までという条件(国の基準)があるため、転入してきた対象者の助成歴を確認する必要があるが、助成歴に付番すれば、確認事務を大幅に軽減できる。
1	介護支援専門員、訪問介護員その他社会福祉関係の職員の資格証および各種研修受講履歴等の記録をデータベースに蓄積して関係機関が共有することで、該当者に係る資格等の統一的管理のほか、地域における有資格者の確保状況や研修実施対象者等の把握に活用する。
1	ソ連邦抑留中死亡者の遺族の現住所調査や、未帰還者等(戦後、外国から帰国していない者)の留守担当者(未帰還者の親族で県と情報交換等を行う者)の現状調査(現住所の把握等)などにおいて、事務の効率化を図ることができる。
1	障がい者手帳交付事務において、住民の利便性向上及び事務の効率化に活用する。 1 3障がい種別で別々となっている障がい者手帳制度の一元化と、医療、介護、年金など行政サービスごとに発行される複数の被保険者証等との一体化が可能になる。 (住民はそれ1つで、各種サービスを受けられる。)

	<p>2 障がい者手帳交付台帳のより適正かつ効率的な管理</p> <p>(1)戸籍又は住民基本台帳とのリンクによる死亡者等の把握</p> <p>(2)手帳所持者が他の自治体に移転した場合の通知の円滑化</p> <p>(3)交付履歴の照会があった場合の活用(偽造事案の早期発見、抑制) 等</p>
1	精神保健福祉手帳発行の際に、障害基礎年金の等級を参考にする場合があるため、年金番号を共通番号と統合すれば、手帳発行事務を円滑に行うことができる。
1	<p>診療情報、介護保険サービス提供情報、障害サービス提供情報等の突合が可能となれば、サービス間の重複請求などの不適正請求あるいは不正請求の発見・防止等が容易となり、介護保険制度等の公平・公正な運用を図ることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険料関係 年金情報の正確な把握による、特別徴収対象者の名寄せの効率化 ・ 介護認定関係 住基情報と要介護・要支援認定情報の一体的運用を図ることで、転入・転出に際し、住基窓口と介護保険窓口の両方に届出を行う必要がなくなる。
D その他の事例	
1	自らの検診情報や医療費・介護費情報等をワンストップで閲覧することが可能となる。
1	新生児検診、学校での身体測定、成人後の健康診断をはじめ、各医療機関等での受診履歴、投薬履歴の情報に付番して保健所に集約・蓄積することで、健康状態に応じた健康診断の受診案内を行うことができる。また、アレルギー情報も盛り込めれば、投薬ミスもなくなる。
1	保険者が行う特定健診や市町村が行うがん検診・歯周疾患検診などの受診状況を把握し、未受診者への受診勧奨に活用するほか、精密検査の受診結果を検診精度の向上等に活用する。
1	県が指定等している各種拠点病院や機能別医療機関の実績等(受診状況)を効率的に把握することで、医療計画に基づく生活習慣病対策における機能分担や連携を推進する。
1	医療・介護・年金など行政サービスごとに発行される複数の被保険者証を一枚にすることが可能となる。

分類	利用方法
A 各種申請時の提出書類の削減等により、住民の利便性向上を図る事例	
2	確定申告書を作成する際には、税務署の窓口で様式を入手、又は電子申請を行っているが、いずれの場合も、源泉徴収票から確定申告書に源泉徴収税額などを転記する必要がある。税務署が管理している源泉徴収情報に番号を付し、その情報を確定申告書に印字して郵送(電子申請の場合、番号を入れることで画面上に情報を出力)すれば、記入項目(入力項目)が必要最小限となり、確定申告書の作成が省力化される。
2	県民税所得割額の納付を要しない狩猟登録者が、狩猟税の軽減措置を受けるためには、市町村で狩猟税納付書に控除対象配偶者又は扶養親族でないことの証明を受けた後、県の納付窓口で軽減措置を受けた狩猟税を納付している。税務署又は市町村が把握する納税情報、控除対象配偶者情報、扶養親族情報に付番し、狩猟税納付窓口で確認すれば、納付者が市町村に出向く必要がなくなる。 (地方税法第 700 条の 52 第 1 項第 2 号)
2	土地を取得し3年以内に住宅を新築した場合における不動産取得税の軽減申請の際、登記簿謄本が必要だが、法務局の登記情報に付番すれば、これを省略できる。 (地方税法第 73 条の 24)
2	不動産取得税の軽減申請に際し、添付資料を省略できる。 ・ 住宅、収用に係る申告において、固定資産評価証明書の添付が不要となる。 ・ 中古住宅を取得した場合の住宅用土地に係る申告において、居住用件の確認のために添付する住民票が不要となる。
2	被災により県税の減免申請をする際には、市町村の罹災証明が必要だが、消防署が把握する出火記録に付番すれば、これを省略できる。(減免申請そのものを不要とすることは慎重に検討) (地方税法第 73 条の 31)
2	免税軽油使用者証の交付申請に際し、機械確認等に用いる軽自動車の登録状況証明(市町村発行)の添付が省略できる。 その他、各種調査で必要となる法人(所得)税申告内容などの照会事務が省力化できる。
2	免税軽油使用者証等の交付事務で、国、市町村の滞納(処分)状況を確認できれば、証明書の添付省略や確認事務の効率化が図られる。また、元売り、(仮)特約業者の指定等に際しても、滞納状況を確認できれば、同様の効果がある。
2	中古自動車販売業者の所有する商品中古自動車に係る自動車税の減免措置において、市町村の滞納処分状況を確認できれば、証明書の添付が省略できる。
C 情報の共有化等により、公平・公正で効率的な事務処理を可能とする事例	
2	国税、市町村税の課税状況や納付状況、所得情報を閲覧・確認できれば、個別に照会することなく、滞納整理に必要な情報をより迅速に収集することができる。 ・滞納整理では、金融機関が県民税利子割の申告時に、番号を記載した個人明細

	<p>を添付することで、金融資産の把握が容易になる。</p> <p>・課税面では、所得情報の正確な把握により、所得税の適正な課税が可能となることから、国からの課税情報に基づく個人事業税についても、より適正な課税が可能となる。</p>
2	<p>個人の特定が容易になることで、税関係の様々な場面での効果が期待できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所得情報の正確な把握による公平な課税 ・ 個人住民税の他市町村との二重課税の防止 ・ 滞納状況の捕捉による滞納者への適切な対応 ・ 国税とのスムーズな連携 ・ 事業主等の架空の人件費計上の防止 ・ 他市町村への税情報の照会事務の削減 ・ 上記による市町村における事務負担の軽減
2	<p>転出転入を繰り返す住民や、本国名と通称名を使い分けている在日外国人、婚姻離縁や養子縁組等を繰り返すことにより氏名や世帯が変遷している住民など、これまで納税指導や滞納処分に当たり同一人物であることの確認や追跡が困難であったケースについて、調査が容易になる。</p>
2	<p>市町村が、複数の収入を有する個人又は単身赴任等により複数の住所を有する個人に対して住民税等を賦課する際に、情報の共有ができていないため、所得情報等の調査・確認に多大な時間を要している。共通番号を導入すれば、個人の特定が容易になるとともに、所得情報等を迅速かつ正確に把握することができる。</p>
2	<p>住所、氏名に漢字不一致等があると預貯金の状況を正確に把握することができないが、金融機関の預金口座名義人の住所、氏名、債務情報に番号を付番し、その情報を県の税務システムに取り込むことで、滞納者の財産や、預貯金の差押えの際に金融機関が相殺すべき負債の把握が容易になる。(ただし、個人情報保護の観点から慎重な検討が必要)</p>
2	<p>個人事業税の課税に国税の申告データを利用しているが、現状では、個人事業者が前年度と異なる税務署管内へ異動した場合、国税の申告データを県の税務システムに取り込む際に別人格となってしまう。国税の申告データに共通番号を付すことで、データ取込時の名寄せが可能となり、事務の効率化が図られる。</p>
2	<p>滞納者の財産調査や執行停止に係る調査に、税務署や市町村が把握する所得・収入に関する情報(滞納者の所得情報や生活保護受給状況)を活用できれば、現場確認を円滑に実施することが可能となり、調査の正確性の向上や事務処理の効率化が図られる。</p> <p>(地方税法第 26 条)</p>
2	<p>不動産取得税の課税に当たり、固定資産課税台帳に登録された価格、取得者等が市町村から通知されているが、法務局の登記情報及び市町村の固定資産課税台帳に付番し、その情報を県・市町村で共有できれば、当該通知を省略できる。また、名寄せや住所の把握が容易となることで、賦課事務を効率的かつ正確に行うことができる。</p> <p>(地方税法第 73 条の 22)</p>

2	課税業務において、これまで調査に時間を要していた「無届法人調査」等の各種調査が効率的に行われるようになる。(都道府県に届出がない法人に関して、国税には既に税の申告が出ていたケースなど)
2	徴収業務において、国税及び地方税(都道府県・市町村)の税関連情報を有機的に連携させることで、還付・充当なども含めた効率的な賦課徴収等が可能となる。
2	番号制度を利用した税目間の名寄せにより、納税者ごとに課税・納税情報を管理することができ、納税証明発行事務や還付・充当事務の効率化が図られる。
2	他の行政機関等が有する情報を確認することで、公平・公正で効率的な業務が可能となる。(例) <ul style="list-style-type: none"> ・ 県税に係る適正な課税処理及び効率的な滞納整理(転居先・生年月日・勤務先・固定資産等に係る情報の活用)
2	国・地方公共団体のみならず、金融機関や一般企業等の情報が確認できれば、より確実な賦課徴収に結びつけることができる。税の申告、還付申請等においても、迅速な本人確認(法人を含む)による記載省略など、効率化が図られる。(ただし、個人情報保護の観点から慎重な検討が必要)
2	滞納者が住民票を移さずに市町村外に転居した場合でも、転居先市町村で納税義務が発生すれば所在を確認でき、滞納整理が促進される。
2	自動車及び軽自動車の登録を共通番号で管理できる。(住基ネット上の氏名データと、車両登録上の氏名データはマッチングしないことが多いため、住基ネットによる検索には限界がある。)
2	所得税では申告が免除される20万円以下の所得(主たる給与以外の給与等)についても住民税では申告の義務があるが、給与支払報告書に付番することで、名寄せが容易となり、未申告の防止に役立つ。
2	市町村合併により、隣接市町村に所在する固定資産が同一市町村内に所在することとなった場合、課税データの名寄せができず、同一人に複数の納税通知書等が発送されてしまうことがあるが、番号制度を活用した名寄せの徹底により、これを防止できる。
2	固定資産税の課税において、当該市町村に住所を有しない納税義務者が、住所を変更した前後に固定資産を取得した場合など、必要な情報を迅速に取得する必要がある場面でも、公平・公正な課税と事務の効率化を図ることができる。
2	番号の付番により、市町村の税務全般(市町村民税・固定資産税)において納税義務者の特定や名寄せが容易となり、事務の適正化と軽減が図られる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 税目ごとの宛名番号による名寄せ合算の誤りがなくなる。 ・ 相続税との連携を図ることで、死亡者の所有資産の通知等の事務が軽減される。 ・ 固定資産税における死亡者課税問題の解決に活用できる ・ 不動産を課税客体とする固定資産税・不動産取得税・相続税等において名寄せ作業が容易となり、公平・公正な課税が徹底できる。 ・ 国税連携の納税義務者の特定が的確に行える。

2	個人住民税の扶養控除に係る二重・架空申請等の確認事務をより厳正に行うことができる。また法定調書、申告書等各種税務資料の名寄せにより、一層正確な所得の把握が可能となる。
2	資産所在地課税である軽自動車税や固定資産税償却資産等について、居住地(当該市町村の内外)を問わず、納税義務者に係る複数の税情報等の名寄せが可能となり、税の還付処理等の事務処理を一層正確に行うことができる。
2	市町村民税の扶養控除等の適用状況に基づく所得税額の是正や、住民登録外課税者及び転出者に対する収納事務の効率化が図られる。
2	滞納整理に係る滞納者照会事務において、国、都道府県、市町村間における個人特定を確実に行うことが可能となり、「同姓同名同一住所」や「同姓同名同生年月日」などの錯誤による事故を未然に防止できる。
2	国税連携による課税情報の電子化とも相まって、個人の名寄せ、検索、抽出の効率化が期待でき、未申告者や給与支払報告書未送付事業所への督促、扶養チェック等の事務の一層の適正化等が図られる。
2	金融機関情報と税情報をリンクさせることで、資金の流れによる所得等の把握が可能となる。(ただし、個人情報保護の観点から慎重な検討が必要)
2	事業所から送付される給与支払報告書は、ごく短期のパートや、すでに退職した者について漏れがある場合もあるが、番号制度の導入により、この部分の補完が可能となり、より適正な課税が図られる。
2	報酬等の支払い調書は、事業所から税務署に送付され、市町村には届かないため、現在は税務署で転写した後、名寄せして課税しているが、この部分の補完が可能となり、より適正な課税が図られる。
2	軽自動車税は、軽自動車検査協会や運輸支局から送付される申告書をもって課税しているが、検査協会や運輸支局で納税義務者が手続を行う際に番号を記載すれば、個人の特정이容易となり、課税事務の効率化が図られる。
2	税金の賦課と住民基本台帳ネットワークの連携により、住民票の転入出に合わせて納税者の住所地が自動的に書き換えられる仕組みづくりができれば、課税庁に対する住所地の変更手続が不要となり、住民の利便性が向上する。
D その他の事例	
2	「ふるさと納税」を行う場合に、寄附者の住所、氏名、金額を記載した証明書に付番し、国・市町村がその情報を確認することで、寄附者の確定申告を簡素化できる。
2	証券関係所得と利子所得の一体化が可能となる。(同一番号で管理することにより、株式損失と利子所得の損益通算が可能となり、申告を簡素化できる。)
2	年末調整事務の簡素化が可能となる。(同一番号で管理することにより、生命保険金や国民年金保険料を把握できる。)

分類	利用方法
A 各種申請時の提出書類の削減等により、住民の利便性向上を図る事例	
3	<p>パスポートの発給や歯科医師免許等の各種資格免許を申請をする際に戸籍謄本が必要だが、本籍地が県外の場合、郵送等により戸籍謄本を取り寄せなければならない。各市町村が把握する戸籍情報に付番すれば、申請する居住市町村で戸籍情報が確認でき、添付が不要となる。</p> <p>(旅券法施行規則第1条第2項など)</p>
3	<p>パスポートの発給申請の際、旅券法に基づき戸籍で本人確認を行っているが、番号制度の導入で厳格な本人確認が可能となり、なりすまし等による不正受給が防止できる。</p>
3	<p>資格要件を設定する県職員採用試験において、資格の有無を確認するため免許等を提出させているが、各種資格情報に付番することで、免許等の添付を省略できる。</p> <p>(薬剤師・獣医師・管理栄養士・診療放射線技師・臨床検査技師・理学療法士・作業療法士・歯科衛生士・保健師・看護師・准看護師・職業訓練指導員・一級小型船舶操縦士・第一級総合無線通信士の免許、児童自立支援専門員・児童指導員・生活指導員・改良普及員・生活改良普及員・学芸員の資格、大学又は大学院の履修課程)</p>
3	<p>県職員が改姓、住所変更等を行う場合の履歴事項変更届や、育児休業を取得する際の承認申請書、共済・互助会関係の給付金を受ける際の申請書等に、内容に応じて、住民票、戸籍抄本等の証明書類を添付させているが、それぞれの情報に付番することにより、添付を省略できる。(民間企業等での活用も検討)</p>
3	<p>危険物取扱者免状及び消防設備士免状の書換えにおいて、戸籍抄本、住民票等の添付が不要となる。また、免状写真の書換え未了者や危険物取扱者保安講習未受講者に対して法定期限到来の通知を発送しているが、有資格者の正確な転出・転入情報が把握できれば、事務の効率化が図られる。</p>
3	<p>住基ネットが持つ4情報(住所、氏名、生年月日、性別)を利用できれば、電気工事士免状の交付申請時及び電気工事業の登録、更新の申請時に必要な住民票の添付が不要となる。</p>
3	<p>市町村が把握する資産情報に付番することで、建築許可(都市計画法第43条)申請時に、土地家屋課税台帳(名寄せ帳)の添付が不要となる。</p>
3	<p>土地・建物の所有や居住歴等の情報(課税、登記、住民票等)のデータベースを構築することで、開発許可事務の効率化及び添付書類の簡素化等が可能となる。</p> <p>※ 例えば、市街化調整区域の開発行為については、基準時点の土地・建物の所有状況や居住の状況等を許可の判断基準としており、根拠となる書類の添付が必要となっている。</p>
3	<p>他の行政機関等が発行している証明書等の添付を廃止することで、住民の利便性の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物処理業等の許可申請(住民票、戸籍謄本) ・ 貸金業登録申請(申請者の住民票、身分証明書、登記されていないことの証明書等)

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種、第二種電気工事士免状交付申請、登録電気工事業許可申請等(住民票) ・ 免許申請関係(住民票、戸籍抄本)
B 特定の情報をカードに付加することで、住民の利便性向上を図る事例	
3	「番号制度対応ICカード(仮称)」と専用読取機を導入し、本人情報の確認を瞬時に行うことで、有料駐車場や入園・入館料の減免手続等において各種手帳や証明書の提示が不要となる。
3	ICカード化し、パスポート、運転免許証、健康保険証、年金手帳、印鑑登録証、選挙(名簿作成～投票入場券)等の情報を一元化する。
3	ICカード化により、選挙の入場券、投票用紙が不要になる。電子投票と組み合わせれば疑問票がなくなり、開票作業の短縮や正確性の向上にもつながる。また、在宅投票や海外投票の可能性が広がる。
3	顔写真付のICカードを作成し、選挙の投票時の身分照会に活用することで、「なりすまし投票」を予防する。
3	国公立図書館での利用者カードの発行が不要になる。
3	ICカード化し、身体機能の低下により返納する高齢者が今後増加すると予想される運転免許証に代わる身分証明書として活用すれば、職務質問や犯罪捜査時における迅速な身分確認のほか、身元不明死体の遺族への早期返還や、保護した認知症老人の家族への早期引き渡しなども可能となる。
C 情報の共有化等により、公平・公正で効率的な事務処理を可能とする事例	
3	国民体育大会、障害者スポーツ大会などの選手登録に活用する。 (大会ごとに、氏名・生年月日・現住所等の選手情報を登録するため、事務の効率化を図ることができる)
3	交通事故や犯罪被害統計から発生地域、被害者の年齢層、性別などを分析し、これに該当する被害に遭いやすい対象者をデータベースから抽出することで、当該事件・事故の被害を防止するための情報を個別に伝達するサービスが可能となる。
3	在外選挙人名簿登録事務において、登録資格に関する本籍地確認等が効率的に行える。(選挙管理委員会から本籍地宛の照会文書に番号を記載することにより、迅速に回答を得ることができ、在外選挙人に短期間で在外選挙人証を交付できる。)
3	憲法改正に係る国民投票において、投票人名簿の調製に関する憲法改正手続法第22条第1項第2号の登録事務(特定期間の住民に対する他市町への照会)を、効率的に行うことができる可能性がある。
3	教育職員免許状の発行、更新、授与証明に必要な生年月日、現住所、連絡先及び所有免許の種類等の情報に付番することで、申請手続及び関係事務の簡素化を図ることができる。
3	受益者負担金、分担金等の徴収事務において、未納者に対する滞納整理を行う際、所得・資産の情報を把握することで、効果的な事務の執行を可能とする。

D その他の事例	
3	各種選挙において若年層の投票率を上げるため、自宅や職場など身近な場所で投票できるよう、番号制度を活用し、インターネットによる投票システムを構築する。
3	銀行預金口座に付番すれば、口座が開設された金融機関の所在地から、所在不明者の居所を確認できる。(ただし、個人情報保護の観点から慎重な検討が必要)
3	事件・事故の申告者の人定事項は、捜査上の必要性から正確に聴取する必要があり、字句説明を受けるなど、ある程度の時間が必要となるが、番号を聴取して指令台から入力・照会し、直ちに表示させることにより、受理時間を短縮して迅速な指令が可能となる。
3	建築士の資格には更新制度がなく、原則として、一旦取得すれば生存中は失効することがないため、死亡者等が登録されたままになっていること等で不都合が生じている。番号制度を導入し、住民票等と建築士の登録データをリンクさせることで、登録情報の確認・更新に活用できる。

分類	利用方法
A 各種申請時の提出書類の削減等により、住民の利便性向上を図る事例	
4	国民年金保険料免除・納付猶予申請の際には、源泉徴収票又は県・市町村民税納税証明書が添付が必要だが、税務署又は市町村が把握する所得に関する情報に付番することで、これらの添付を省略できる。 (国民年金法第 90 条、第 90 条の 2)
4	児童扶養手当等に係る受給資格の認定に際し、所得証明書の添付が必要だが、国・市町村が把握している所得情報に付番することで、添付を省略できる。 (児童扶養手当法第 13 条、児童扶養手当施行令)
4	障害基礎年金を請求する際に、所得証明書の添付が必要な場合があるが、国・市町村が把握している所得情報に付番することで、添付を省略できる。 (例：国民年金法第 30 条の 4、国民年金法施行令)
4	税務署が把握する所得情報に付番すれば、高等技能訓練促進費及び自立支援教育訓練給付金の給付申請時等に、所得証明書の添付を省略できる。
4	税務署又は市町村が把握する所得に関する情報に付番すれば、生活福祉資金(総合支援資金、教育支援資金)借入申込書に添付する本人及び連帯保証人の源泉徴収票又は県・市町村民税納税証明書の添付を省略できる。 (厚生労働省の制度要綱に基づき、都道府県社会福祉協議会が実施)
4	児童福祉法第 56 条の規定による特例入所者の費用徴収月額決定には、収入申告書の提出が必要だが、税務署又は市町村が把握する収入に関する情報に付番すれば、これを省略できる。
4	児童福祉法第 56 条の規定による特例入所者の費用徴収月額の減免には、前年分源泉徴収票又は税務署長の発行する課税証明書の添付が必要だが、税務署が把握する情報に付番すれば、これを省略できる。
4	障害者自立支援法に基づく支給認定の申請時に、所得の状況に関する証明書の添付が必要だが、税務署又は市町村が把握する所得に関する情報に付番すれば、これを省略できる。 (障害者自立支援法第 53 条第 1 項)
4	市町村等が把握する税情報に付番することで、育成医療・養育医療の給付申請時に添付している所得税証明書類を省略できる。
4	生活保護の申請時に、収入申告書等の提出が必要だが、収入・資産に関する情報に付番することで、これを省略できる。
4	特定疾患医療受給者証により受けられる医療費負担額の認定申請において、健康保険証の写し、住民税の課税証明書など所得に関する状況を証明する書類の提出が必要だが、健康保険加入情報、市町村が把握する市町村民税に関する情報に付番すれば、これを省略できる。 (特定疾患治療研究事業実施要綱(昭和 48 年衛発第 242 号))

4	不妊治療支援事業助成金の交付申請において、所得証明書の添付が必要だが、税務署又は市町村が把握する所得に関する情報に付番すれば、これを省略できる。 (国の特定不妊治療費助成事業実施要綱に基づき、都道府県・政令指定都市又は中核市が実施)
4	措置入院者の入院に要する費用の決定において、所得税納税証明書、給与所得者源泉徴収票のほか、生活保護法に基づく保護受給証明書又は市町村民税非課税証明書の添付が必要だが、税務署が把握する所得税に関する情報、県又は市町村が把握する生活保護に関する情報に付番すれば、これを省略できる。
4	自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定申請において、自己負担上限額を認定するために必要な市町村民税非課税証明等の添付が不要となる。
4	母子福祉資金返還金の減免申請の際、市町村の資産証明書及び県民税課税証明書の添付が必要だが、市町村が把握する資産に関する情報、県が把握する県民税に関する情報に付番すれば、これを省略できる。
4	恩給事務(重度障害者に関する恩給受給権調査)において、所得証明書の提出を義務付けているが、市町村の所得情報に付番すれば、これを省略できる。 (恩給給与規則第34条ノ3第1項第1号)
4	他の行政機関等が発行している証明書等の添付を廃止することで、住民の利便性の向上を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車税に係る身体障害者減免の適用継続申請(身体障害者手帳等) ・ 保育所入所申込み(源泉徴収票、確定申告書の写し等) ・ 児童福祉施設負担金(利用負担額)の決定(保護者の所得証明書等) ・ 特別障害者手当、障害児福祉手当等の申請や、心身障害者扶養共済に係る掛金減額申請(所得証明書、市町村民税課税証明書等) ・ 肝炎インターフェロン治療・核酸アナログ製剤治療受給者証交付申請・継続申請(住民税課税証明書、住民票、医療保険被保険者証写し) ・ 先天性血液凝固因子障害等医療受給者証交付申請・継続申請(住民票、医療保険被保険者証) ・ 未熟児養育医療給付申請(住民票、所得証明書等、住民税課税証明書、医療保険被保険者証)
4	精神障害者保健福祉手帳の交付で享受できる行政サービスや自動車税課税免除等の申請について、各担当窓口が手帳交付の事実を把握することで、手帳を提示しなくても手続等が可能となる。
4	心身障害者に係る自動車取得税の免除及び自動車税の減免申請において、常時介護証明書、住民票の添付が不要となる。
4	各種医療費助成の申請時に、医師の診断書、世帯全員の住民票、市町村課税台帳など、多くの証明書等が必要となるが、こうした情報を申請を受けた窓口機関が確認できれば、申請者が証明書等を取得する必要がなくなり、申請窓口でのワンストップサービスが可能となる。 (例) <ul style="list-style-type: none"> ・ 肝炎インターフェロン治療等に係る医療費助成制度

4	税務署が把握する所得情報に付番することで、原爆被爆者の訪問介護利用助成に係る資格認定証申請時に課税証明書の添付が不要となる。
4	重度心身障害者医療費助成に係る受給資格申請の添付書類のうち、障害者手帳・市町村民税非課税証明書が不要となる。
4	税務署等が把握する所得情報に付番すれば、障害福祉サービスに係る介護給付申請時の所得証明書等を省略でき、併せて、利用者負担上限額の決定や減免措置の適正化が図られる。
4	税務署が把握する所得税額に付番すれば、感染症法による入院患者（結核患者を含む）の自己負担額の認定申請に際し、所得証明書等の添付を省略でき、併せて、認定事務の軽減が図られる。
4	税務署・各市町村が把握する所得情報に付番することで、転入者等が福祉医療費助成（老人・障害・ひとり親家庭・乳幼児）の申込を行う際に、所得証明等の添付が不要となる。
4	重度障害者住宅改造成事業の助成申請の添付書類のうち、生計中心者の所得証明書等が不要となる。
4	就学援助制度、幼稚園就園奨励費・保護者補助金の申請に係る添付書類のうち、所得証明書等が不要となる。
C 情報の共有化等により、公平・公正で効率的な事務処理を可能とする事例	
4	<p>市町村が行う扶養控除や申告・調書等の名寄せがより効率化し、各種福祉施策の基礎となる所得情報を正確に把握できる。</p> <p>【所得情報を活用している制度（別紙）】</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険施設入所者に給付される特定入所者介護サービス費（補足給付）の利用者負担段階の判定に活用されることで、負担の公平化が図られる。 ・ 特別児童扶養手当等の支給事務において、所得制限に係る所得及び年金情報（税務署、年金事務所等が把握）、受給資格に係る情報（医療、福祉サービスの利用状況等により入退院（所）、死亡、監護状況を把握）、対象児の障害情報（医療、福祉サービスの利用状況等により受給対象者を把握）に基づき、受給対象者への漏れのない手当の案内、各種申請事務の簡素化、不適切な手当支給の防止が図られる。
4	納税義務者が障害者控除を申請する場合、扶養親族のうちの該当者が分からない場合があるが、障害者情報を共有することで即座に照合が可能となる。
4	介護保険料は高齢者とその世帯員の市町村民税課税状況をもとに算定し、減免等の場合にも、資産や所得の状況等を考慮するため、これらの確認事務に番号制度を活用することで事務の軽減を図る。また、要介護者等が介護保険サービスを利用する場合の利用料（1割）を市町村が免除又は減免する際の確認事務にも、同様に活用する。

4	介護保険サービスのうち、施設サービス・短期入所サービス等を利用する場合には、食費や居住費を自己負担するが、低所得者が利用する場合には負担限度額を設定し、「特定入所者介護(介護予防)サービス費」として現物給付している。この負担限度額の認定には市町村民税の課税状況に加え、資産も確認することになっており、確認事務に番号制度を活用することで事務の軽減が図られる。
4	介護保険の利用者負担額と医療保険・長寿医療の一部負担金等の合算額が高額となった場合に支給される高額医療合算介護サービス費について、異なる医療保険者間の通算が可能になる。また、合算算定基準額を判定する所得の捕捉が容易となり、支給の公平化が図られるとともに、申請しなくても自己負担額の軽減措置を受けることが可能となり、申請者の手続の煩雑さや、一時的な立替払いの経済的負担を軽減することができる。
4	介護保険制度及び障害者自立支援制度(障害福祉サービス及び地域生活支援事業)の給付情報に付番し突合せを可能とすることで、サービスの給付内容の適正化が図られる。また、税情報の活用等により、利用者の負担額も容易に算定できるため、自己負担額超過分の償還を円滑に行うことができる。
4	転入してきた被保険者の前住所地での所得が捕捉できることで、保険料を更正決定する手間が省け、円滑な国民保険料・介護保険料の賦課が可能となる。
4	住民税非課税など、税収を要件とする補助金等の対象把握が容易となる。また、国民健康保険制度・後期高齢者医療制度など、世帯や個人の所得等の税務データを基に算定されている保険料については、積算・賦課・徴収が容易となる。さらに、税務データを自動変換するソフトを開発・導入すれば、保険料の算定誤りを防止できる。
4	身体障害者手帳や療育手帳の所持に係る情報を共有することにより、他の福祉制度と連携した支援や住所を移動した際の継続的な支援を提供できるほか、税制度等での活用が容易となる。
4	行政機関相互で情報を共有することで、障害者がワンストップ(一度の申請)で複数の福祉サービス等を受けることが可能となる。 (例) ・ 身体障害者手帳の交付、税金の控除、障害者医療サービス、年金や手当の受給申請、施設・在宅サービスの案内
4	生活保護以外の救済手段がなくなる前に、予防的な支援を行うことが可能となる。 (例) ・ 保険料・税を複数滞納している世帯を訪問し、債務調整、行政サポートの適用等を受けるための支援を行う。
4	生活保護において、①保護の受給要件確認のための税(所得)及び年金、扶養義務者の存否等の情報や、②自立支援のための医療・介護等の関係サービスの給付情報等を一元的に管理(もしくは情報連携)することで、保護の申請から決定までの調査期間の短縮や正確性の向上、事務の軽減が図られるとともに、自立支援の充実や保護費の適正化が可能となる。

4	<p>社会保障に係る不正受給の防止が強化できる。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護を複数の市町村へ申請したり、受給者が年金収入の申告をしない場合などにおいても、不正受給の防止が図られる。
4	<p>他の行政機関等が有する情報を確認することで、公平・公正で効率的な業務を可能とし、併せて、証明書等の添付廃止により、住民の利便性の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 小児慢性特定疾患医療受給者証交付申請・継続申請(所得証明書、住民税課税証明書、住民票、医療保険被保険者証) 小児慢性特定疾患医療受給者の治療費の償還請求(医療機関の領収書、医療保険被保険者別の診療情報) 核酸アナログ製剤治療受給者の治療費の償還請求(医療機関の領収書、医療保険被保険者別の診療情報) 先天性血液凝固因子障害等医治療受給者の治療費の償還請求(医療機関の領収書、医療保険被保険者別の診療情報)
4	<p>母子寡婦福祉資金貸付金の貸付申請時に、納税状況、国民健康保険料等の納付状況、生活福祉資金等その他の貸付金の借入状況を把握することで、返済見込のない過大な借入れ等を未然に防止する。また、母子寡婦福祉資金貸付金の償還金滞納者に対し、市町村が有する世帯の状況や税務署が有する所得情報を活用することで、効果的な償還指導を実施する。</p>
4	<p>児童保護措置費負担金における徴収金決定時の家庭状況(所得等)の確認や、納付指導を行う際の債務者の資産・租税納付状況等の確認において、事務の効率化が図られる。</p>
4	<p>里親登録審査時の世帯状況(所得等)の確認において、事務の効率化が図られる。</p>
4	<p>予防接種事業及び各種がん検診事業における住民税非課税世帯等の負担軽減措置に当たり、世帯員情報や税情報を活用することで、住民の事務負担の軽減や事務の効率化が図られる。</p>
4	<p>税情報、所得情報、年金情報等が容易に把握できるため、生活保護や税の納付など各種の相談にスムーズに対応できる。</p>
4	<p>納税データと検診データ等を組み合わせることにより、所得格差による健康格差、生活習慣の格差の分析が可能となり、新たな生活習慣病対策の企画立案に活用できる。</p>
4	<p>(生活保護)被保護者の資産、収入調査を行う場合に、金融機関、保険会社、証券会社、勤務先等と番号制度による情報(預金、保険、給与等の額等)を共有できれば、生活保護の適用事務の効率化、正確性の向上が図られる。(ただし、個人情報保護の観点から慎重な検討が必要。現在は、被保護者の申請及び関係機関照会により把握)</p>

4	<p>医療保険制度における一部自己負担(3割～1割)を補完する形で実施されている、医療費助成制度(障害者自立支援医療等)では、所得階層に応じて医療機関等窓口での負担限度額が設定されているケースが多い。同様に地方単独医療費助成制度においても、負担限度額を設定しているが、その多くが国制度より自己負担額を低く設定している。このため、対象者の国制度及び地方単独制度それぞれの負担限度額を一括で管理し、医療保険者、国、地方がそれぞれ負担をすべき部分を明確に区分することで、より適正な執行が図られる。また、高額療養費の現物化についても、社会保障カード(仮称)に受診履歴や自己負担額の実績等を記録すれば、医療機関でも確認できることから、入院外(通院)の医療費の現物化が可能となる。(現在、入院については現物化が可能。また平成24年度には同一医療機関における通院について現物化が可能となる予定)これにより、対象者の負担軽減につながり、また、対象者の申請に基づき高額療養費を支給する医療保険者の事務や、地方単独医療費助成事業における対象者への給付事務(償還払い)等が軽減される。</p> <p>※地方単独医療費助成制度については、事実上のナショナルミニマムとなっていることから、本来は国において一律の制度として実施されるべきだが、制度化までの間は地方で運営せざるを得ない。このため、事業の効率的な執行を図る観点から活用事例としたもの。</p>
4	<p>他市町村からの転入者に係る国民健康保険の保険料の決定について、過去の課税情報を活用でき、事務の効率化が図られる。</p>
4	<p>所得・資産の情報を把握することで、保育料滞納者の滞納処分に係る調査等の簡素化が図られる。</p>
4	<p>子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)において、利用料金の市町村民税非課税者区分の適用判定に活用できる。</p>
4	<p>税務署等が把握する所得情報を共有することで、国民健康保険法や介護保険法等に基づく他市町村間での所得に関する照会・回答事務が不要になる。</p>
<p>D その他の事例</p>	
4	<p>各医療機関に支払った医療費を共通番号を用いて税務署で個人別に累計し、医療費控除の適用になるかどうか判定できるようにすれば、医療費に係る領収書を保管しておく必要がなくなる。</p>

分類	利用方法
A 各種申請時の提出書類の削減等により、住民の利便性向上を図る事例	
5	農業大学校における奨学金貸与や授業料減免申請の添付書類のうち、所得証明書等が不要となる。
5	県公害審査会が行う調停等の手数料減免を申請をする際に、所得税額の証明書が必要だが、税務署が把握する所得税情報に付番すれば、その添付を省略できる。
5	県営住宅の入居申込、収入申告、減免申請や家賃の決定に際し、住民票の写しや市町村民税の課税証明書等の添付が必要だが、税務署又は市町村が把握する収入に関する情報に付番し、住基ネットと連携することで、これらを省略できる。
5	開発行為の許可申請において、最近の事業年度における法人税、所得税又は個人事業税に関する納税証明書、住民票等の添付が必要だが、税務署が把握する法人税、所得税に関する情報、県が把握する個人事業税に関する情報に付番し、住基ネットと連携することで、これらを省略できる。
5	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(施行細則)に基づく再生利用個別指定の申請において、資産に関する調書、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証明する書類、商業・法人の登記事項証明書又は本籍が記載された住民票の写し、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等の添付が必要だが、市町村が把握する資産に関する情報、税務署が把握する所得税に関する情報、法務局の登記情報に付番し、住基ネットと連携することで、これを省略できる。
5	県職員の共済扶養認定事務において、所得証明書や、戸籍謄本、住民票の添付が必要だが、市町村が把握するそれぞれの情報に付番し、住基ネットと連携することで、これらを省略できる。(健保組合等での活用も検討)
5	車検時に自動車税納税証明書の提示が必要だが、県が把握する自動車税情報に付番すれば、これを省略できる。 (道路運送車両法第97条の2)
5	県に対する補助金等交付申請には、県税の完納証明書を添付させる場合があるが、県税の納税情報に付番することで、これを省略できる。
5	各種奨学金申請時の添付書類のうち、所得証明書等が不要となる。 また、奨学金の返還督促時における所得確認や住所不明者の住所確認にも活用できる。
5	公立大学等の授業料減免・就学援助等の申請に際し、所得証明書の添付が必要だが、税務署・市町村が把握している所得情報に付番することで、その添付を省略できる。
5	他の行政機関等が発行している証明書等の添付を廃止することで、住民の利便性の向上を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 汚染土壌処理業の許可申請(住民票、納税証明書等) ・ 住宅騒音防止対策事業(空港周辺の民家)に係る住宅所有者負担額の一部助成申請(住民票、県・市町村民税額証明書) ・ 中小企業高度化資金の貸付に係る連帯保証人の資力調査(固定資産評価証明

	書、所得証明書等) 公営住宅等家賃対策補助申請(所得証明書等)
5	固定資産評価額に付番することで、不動産登記に際し、市町村が発行する固定資産評価証明書の添付が不要となる。
C 情報の共有化等により、公平・公正で効率的な事務処理を可能とする事例	
5	各種統計調査のうち、所得に関する調査項目は、税務署や市町村が管理する情報に付番することで不要となる。 (例: 国民生活基礎調査(厚生労働省実施))
5	納税義務の承継や用地買収に係る事務で、相続未了の不動産については、郵送等で相続人の調査を行っているが、戸籍情報に付番することで相続人の特定が容易になり、事務の効率化を図ることができる。
5	税外債権に係る滞納整理事務では、税のような強力な調査権がないため、所得・収入状況の調査が困難となっている。税務署又は市町村が把握する所得・収入情報に付番することで、調査を容易に行うことができる。
5	不動産登記時に番号の記載を義務づけることで、不動産取得税に係る氏名・住所等の電算登録事務において、法務局での閲覧・転記作業の軽減・効率化を図ることができる。

分類	利用方法
A 各種申請時の提出書類の削減等により、住民の利便性向上を図る事例	
6	医薬品の登録販売者試験合格者等が販売従事登録の申請を行う際に、申請者の戸籍謄本又は抄本、診断書等の提出を義務付けているが、これらの添付を省略できる。
6	請負金額 2,500 万円以上の県発注工事において、主任技術者、監理技術者が、請負者の従業員であることを確認するため、技術者選任届に健康保険被保険者証の写しの添付が必要だが、健康保険被保険加入情報に付番すれば、これを省略できる。
6	身体障害者対象の県職員採用試験では、身体障害者手帳が交付されていることを要件としているが、手帳交付情報に付番すれば、手帳の現認を省略できる。
6	<p>県職員の子ども手当認定の際に、住民票の添付が必要だが、市町村が住民票情報に付番することで、その添付を省略できる。</p> <p>また、子ども手当認定事務において、市町村が住民票上の子ども情報に受給者の番号を付番することにより、2重支給の防止が可能となる。</p>
6	<p>他の行政機関等が発行している証明書等の添付を廃止することで、住民の利便性の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援教育就学奨励費の支弁区分申請(所得証明書) ・ 要保護、準要保護認定者の就学援助(学校給食費、医療費)申請(所得証明書等) ・ 要保護、準要保護認定者の独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金に係る掛金免除申請(所得証明書等)
C 情報の共有化等により、公平・公正で効率的な事務処理を可能とする事例	
6	住民登録データや障害者手帳の保持情報、介護保険情報、母子健康手帳情報等を一元的に把握することで、最新の情報に基づいた災害時要援護者避難支援プラン(個別計画)の作成・管理が可能となる。
6	災害、国民保護事案等が発生した場合における安否確認や既往歴に基づいた緊急治療を的確かつ迅速に行うことができる。

分類	利用方法
A 各種申請時の提出書類の削減等により、住民の利便性向上を図る事例	
7	建設工事入札参加資格審査申請の提出書類のうち、消費税・県税・市町村税の完納証明書、労働者災害補償保険の加入証明書、身体障害者手帳の写し、女性技術者に係る健康保険被保険者証の写し等を省略できる。
7	建設業の許可申請の添付書類のうち、事業税納税証明書、社会保険の写し、商業登記に係る登記事項証明書等を省略できる。
7	経営事項審査申請の提出書類のうち、消費税及び地方消費税の確定申告書の控え（写し）、雇用保険被保険者証等を省略できる。
7	市町村が交付する所得証明等は、年金保険料免除、保育所入所・保育料算定、公営住宅入居等の申請の際に添付が義務付けられている。共通番号を付番し、各申請先の官公庁が所得情報を把握することで、申請者の負担が軽減され、併せて市町村が行う交付事務の軽減を図ることができる。
7	県立学校の授業料減免申請に際し、減免条項により、公的機関の発行する証明書（生活保護に関する証明書、所得証明書、固定資産評価証明書、罹災証明書）を提出しなければならないが、それぞれの情報に付番すれば、これを省略できる。
7	インターネットを活用して届出等を行う行政手続の電子申請において、行政機関が保有している情報をデータベース化して共有することで、添付書類等を省略できる。
C 情報の共有化等により、公平・公正で効率的な事務処理を可能とする事例	
7	用地取得事務において、生活保護世帯に補償する移転経費は一時所得とされるため、県が税務署に対し当該年度の取得金額等の通知（所得税を免除するための通知）を行っているが、関係市町村と税務署の連携が不十分な場合、生活保護の打ち切りといったトラブルが発生することがある。番号制を導入し、関係機関が情報を共有することで、こうしたトラブルを防ぐことができる。
7	他の行政機関等が有する情報を確認することで、公平・公正で効率的な業務が可能となる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政代執行に係る費用徴収における実行行為者の財産調査事務（不動産情報、所得情報等） ・ 行政処分対象者の追跡調査（対象者の税、社会保障情報等） ・ 産業廃棄物処理業等の許可申請に伴う調査（申請者の犯罪歴等）

別紙：【所得情報を活用している制度】(C-4 P17関係)

岡山県の例

(全国制度)

制 度 等
子ども手当(主たる扶養者の把握)
児童扶養手当(支給基準)
母子家庭自立支援給付金(支給基準)
特別児童扶養手当等(支給基準)
特別障害者手当(支給基準)
特別障害児福祉手当(支給基準)
生活保護費(保護世帯の収入状況の把握)
国民健康保険制度(税、保険料、高額療養費、自己負担)
後期高齢者医療制度(税、保険料、高額療養費、自己負担)
介護保険制度(高額介護(介護予防)サービス費・特定入所者介護(介護予防)サービス費の利用者負担段階、保険料)
保育所の保育料
児童入所施設等の入所者の自己負担
助産の実施における自己負担
小児慢性特定疾患児への日常生活用具給付における自己負担
小児慢性特定疾患にかかる医療費の自己負担
未熟児への養育費の自己負担
結核児童の養育費の自己負担
障害者自立支援制度における障害福祉サービス利用の自己負担
障害者自立支援制度における障害者自立支援医療の自己負担
障害者自立支援制度における補装具の支給の自己負担
精神障害者の措置入院費の自己負担
肝炎治療特別促進事業における自己負担
特定疾患治療研究事業における自己負担
難病患者等居宅生活支援事業における自己負担
原爆被爆者が訪問介護を利用した場合の助成の利用条件
感染症の患者に対する措置入院の自己負担
養護老人ホームへの入所要件

養護老人ホームの扶養義務者負担
岡山県不妊治療支援事業(対象者に所得制限)
公害健康被害者救済制度における遺族補償費等の認定

(県制度)

制 度 等
岡山県老人医療費公費負担補助制度
岡山県心身障害者医療費公費負担制度
岡山県小児医療費公費負担補助制度
岡山県ひとり親家庭等医療費公費負担補助制度

問2. 当該行政サービスにおいて番号を利用する場合の懸念事項・課題等

<付番のあり方>

○付番する情報の範囲により、利用できる行政サービス・事務や活用の内容が大きく異なることから、基本的な制度設計を早期に示すべきである。また、民間事業者等が有する情報への付番の可否や、民間事業者による利用のあり方などについても検討し、方針を示すべきである。

○付番する情報は、可能な限り幅広い行政分野で利用できることを基本とすべきである。また、国・地方を通じて、番号制度導入のメリットを最大限活用するための環境整備を進める必要がある。

(例)医療保険の給付情報や課税情報等を活用することで、各種医療費助成の職権適用を可能とする。(国・地方の制度改正により、申請手続の廃止や適用漏れの防止を実現)

○各種行政サービス・事務において本人確認や名寄せのメリットを生かすためには、制度導入当初から、ある程度以上の公的手続に番号の記載等を義務づける必要がある。

(例)税の申告書、納税証明願のほか、法人登記、不動産登記、自動車登録等にも番号の記載等を義務づけることで、地方税の納税義務者を特定することが可能となる。

○税務事務等においては、所得だけでなく、資産や消費に係る情報を把握することで活用範囲が広がるため、こうした情報についても把握できる仕組みを検討すべきである。

○住民登録と税・社会保険の届出住所や氏名の「読み」が異なるケースが相当数存在すると考えられる。この場合、当初導入時の名寄せは本人の申出に頼らざるを得ず、結局は名寄せ情報が不完全となり、様々なサービスや業務に不公平が生じることが懸念されるため、解消策を検討すべきである。

○住民基本台帳ネットワークでは、氏名の「読み」や婚姻、養子縁組に伴う改姓の情報が付与されていない。個人特定の精度を向上させるためにも「読み」と「改姓」の情報は必要である。

○課税・徴収が世帯単位のものもあり、導入する番号以外の番号(世帯番号等)の付番・管理についても検討すべきである。(国民健康保険料(税)等)

○現在の税務オンラインシステムで管理している納税者に係る各種情報を、今後新たに付与する番号でも閲覧等できるようにする場合は、既存番号とのマッチング作業を慎重かつ確実に行うとともに、地方に新たな費用負担が生じないようにすべきである。

○介護情報等に付番する場合、介護保険事業者等がサービスの提供内容等をデータ入力することとなるが、介護報酬等の請求事務と一体化するなど、事業者の事務負担が過度とならない工夫が必要である。

<情報管理のルール>

○個別の行政サービス・事務に応じて、利用(アクセス)できる情報の範囲を特定するなど、情報管理の厳格化に向けたルールづくりが必要である。また、こうした情報管理を全国で統一し、徹底するためにも、新たな法令の制定や既存の法令の見直しを確実に実施すべきである。特に、行政機関以外の保有情報を利用する場合には、本人の同意の必要性など、一層厳格なルールを検討する必要がある。

○一方で、過剰な制限を設けることでのデメリットにも配慮する必要がある。特に、税や年金等の正確な情報管理以外にも利用範囲を広げるのであれば、住民の利便性向上を図る観点から、各種申請の簡素化や公平・公正で迅速な事務処理の実現など、当該情報を別分野の行政サービスにも幅広く活用する方向で検討すべきである。

○課税・徴収が世帯単位のものもあり、導入する番号以外の番号(世帯番号等)の付番・管理についても検討すべきである。(国民健康保険料(税)等)

○税金を完納しているにも関わらず「滞納」とされるなど、番号制度の下では、1つの誤った情報が、連携するあらゆる行政サービス・事務に支障を及ぼすおそれがある。他の行政機関等で情報の真偽を確認することは不可能であり、情報を管理する機関における厳格なチェック体制とともに、個人が自己に関する情報を適宜確認し、万一誤りがある場合には是正できる仕組みを構築することが必要である。

○付番される情報の正確性と最新性を担保するため、情報の登録権限と登録履歴の厳格な取扱いや、情報更新に関するルール化が必須となる。

○情報漏洩防止対策や目的外利用制限の厳格な運用はもちろんのこと、自己情報に対する全照会履歴の確認を可能とするなど、個人情報保護の徹底を図る必要がある。特に、診療履歴、障害者手帳等の所持、特別児童手当や妊婦検診の給付・受診など、極めて慎重な取扱いが必要な情報に付番する場合には、本人の了解を前提とすることや、自らの情報の共有化を望まない場合の取扱いを、行政事務の効率化等と比較考量しながら検討すべきである。

○自己情報に関する情報開示権(アクセス請求権)や削除・修正権のあり方、さらには、これらの実効性を高める第三者機関の設立や同機関への請求権の付与についても検討すべきである。

○データ保持の方法は、カード自体に個人情報そのものを格納すると紛失、盗難等の問題があるため、利用キーのみ格納し、データ自体の運用は別形式とするなど工夫が必要である。また、身分証明書として使用する場合、パスワード設定や顔写真の貼付などにより詐称防止のための措置を講じる必要がある。

○災害時要援護者の情報を地域支援者(自治会、自主防災組織など)に対して提供する際にも、多くの自治体で要援護者本人の同意を必要としているのが実情。個人情報の適正な管理は当然のことだが、番号制度の導入に併せて、情報を活用するケースに応じた取扱いのルールづくりが求められる。

問3. そのほか番号制度についてのご意見・ご提案等

○個人情報の保護のあり方に配慮した上で、住民に直接行政サービスを提供する地方と十分に意見交換を行い、住民サービスを高め、地方行政の効率化を図る観点から、地方のニーズに応じた適切な番号利用が可能となる制度設計を検討すべき。

○住民基本台帳ネットワークシステムや公的個人認証サービスなど、既存のインフラをできる限り生かした効率的な整備を図るべき。

○番号制度の確実な導入に向け、社会保障や税等の分野における制度改革の推進、関係機関相互の情報連携の実現、個人情報保護の徹底などに関する法令を整備するとともに、住民生活に身近な行政機関である地方自治体が参加する推進組織を設置すべき。

○国税庁(歳入庁)を付番機関にした場合、番号制度の目的が徴税強化と受け止められ、導入が進まないおそれがある。番号制度が適正に運営されることを国民に示すためにも、中立の機関が付番機関となることが適当であり、情報通信行政の所管庁で、既に住基情報を管理し、地方税や地方行政に精通する総務省を付番機関とすることも、有力な選択肢として検討すべき。

○情報セキュリティ対策を徹底するため、番号制度の導入に併せて、地方自治体が保有する個人情報等を不正に取得した者が、インターネットを介して不特定多数の者が当該情報を入手できる状態に置く行為の禁止及びこれに反した者に対する罰則を規定した法律を制定するとともに、地方自治体が当事者として、情報を流出させる者に係る発信者情報の開示を可能とする措置を講ずるべき。

○番号の管理方式については、導入コストや個人情報保護にも配慮し、認証基盤技術を活用した分散管理方式の採用を検討すべき。

○実務検討会の中間整理には「番号制度の目的は、番号を用いて所得等の情報の把握とその社会保障や税への活用を効率的に行うとともに、IT化を通じ効率的かつ安全に情報連携を行える仕組みを、国・地方で連携し協力しながら整備することにより、国民生活を支える社会的基盤を構築することである。」と明記されている。番号制度を有効に機能させるためには、特に後段の情報連携の仕組みが不可欠であり、これを「国家の社会基盤として整備する」との共通認識に立って構築することが極めて重要である。具体的には、現在、総務省が地方と連携し推進している「地域情報プラットフォーム標準仕様」に基づくサービス連携等の基盤整備を着実に進めるべきである。

○番号制度を円滑に導入するためには、行政サイドのメリット・デメリットだけでなく、住民サイドのメリット(利便性向上)・デメリットを幅広く検証した上で、住民の十分な理解を得る必要がある。とりわけ、番号制度には、常にプライバシー保護の観点から問題点が指摘されており、番号制度導入後の税・社会保障制度のあり方を明確に、かつ分かりやすく説明し、国民の不安を取り除くべき。

○後期高齢者医療制度の創設時のような混乱が生じないよう、十分な周知期間を設けるべき。

○番号制度の導入に伴う新たなシステムの構築、あるいは既存システムの大幅な変更等に当たっては、個人情報保護やセキュリティ面での万全の措置とともに、地方に新たな経費負担が生じることのないよう、十分な財政措置を講じるべき。

○データベース及び番号の管理、個人情報・プライバシー対策については、政府が責任を持って対応し、自治体に住基ネット訴訟のような負担が及ばないようにすべき。

※ 本調査結果は、全国知事会総務常任委員会構成府県から提出された事例、意見等を暫定的にとりまとめたものである。

社会保障・税に関わる番号の利用方法に関する調査結果

(全国市長会、全国町村会)

問. 当該行政サービスにおける番号の利用方法

1	社会保障分野	4	社会保障分野＋税務分野
2	税務分野	5	税務分野＋その他行政分野
3	その他行政分野	6	社会保障＋その他行政分野
		7	社会保障分野＋税務分野＋その他行政分野

分類	利用方法
1	<p>○医療保険関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の資格の取得、喪失手続の効率化、適正化を図ることができる。 ・医療保険の加入漏れや重複加入を防ぐことができる。 ・転出入に伴う社会保険等の加入・給付状況についての引継ぎが容易になる。 ・市民は医療保険の資格喪失や所得の届出の際に、証明書類の添付を省略することができるようになり、加入者にとっての利便性が向上する。 ・医療機関と保険者間での受診者本人確認・資格確認がよりスムーズで正確になると思われる。 ・高額療養・介護の自己負担額の合算が容易になり、事務の効率化が図られる。 ・各保険者別に行っている高額医療合算介護サービス費の重複請求の点検が、市町村での一括点検が可能になる。 ・転出入者や被用者保険の被保険者が高額医療合算介護サービス費を申請するときに必要な自己負担額証明証の添付が省略できる。 ・医療保険制度における同月複数医療機関受診に伴う高額療養費の窓口現物給付化。 ・予防接種記録等の一元的な管理が可能になり、より安全かつ適切な接種が図られる。 ・前住所地における検診結果等の活用により、より適切で効果的な保健指導が可能になる。 ・患者が希望すれば、医療機関が電子カルテを相互に参照することで患者の既往症・投薬歴等の確認ができることにより、医療費の削減に繋げることができる。

<ul style="list-style-type: none"> ・保険診察の過誤(期限切れの保険証提示等)を防ぐことができる。 ・医療の分野では、患者の管理及び保険資格確認や診療履歴、投薬履歴、ケアプラン、介護記録などの情報をデータベース化することにより、総合的かつ的確な医療サービスが受けられ、行政や医療現場も効率化が期待できる。 <p>○介護保険関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護認定結果等については、住民の死亡・転居などの場合、現在は書類を作成し、手続きを経て、廃止(削除)や他市町村へ継承されることになるが、番号が一元化されるとその手続きが簡素化される。 ・患者台帳やカルテ、介護サービス利用記録など共有できれば効率的なサービス提供ができる。見守り体制の構築もできる。 ・一人暮らしの健康状態や安否の確認など、効率的な高齢者支援が可能となる。 ・介護サービス利用者や障害者手帳所持者等の転出入の管理ができ、高齢者等の生存確認が容易になる。 <p>○年金関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くの者が20歳到達時に国民年金に加入する際に基礎年金番号が付番されるが、氏名、住所の不一致や、既に基礎年金番号を保有している等の理由により、付番の漏れまたは重複が発生し、年金加入に影響をおよぼしてしまう。だが、予め番号制度を設けることにより、年金加入の漏れや誤りを防ぐことが出来る。 ・消えた年金、年金番号の重複(名寄せの必要)等の問題への対応。 ・国民年金部門において、国民年金加入(20歳)の本人申請の省略、より正確でスムーズな本人確認事務、保険料納付状況の把握等が可能となる。 ・年金・保険制度の生涯不変に伴う信頼関係の構築や相互活用が可能となる。 ・年金などの受給に係る請求漏れを防げる。 ・年金事業においては、受給資格、受給申請、保険料の納付状況が一元管理され、データベース化が可能となる。 <p>○福祉関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の医療費助成事業では、健康保険情報の把握が容易となる。 ・障害者自立支援法サービス、介護保険サービスの利用状況の一元化が図れると、65歳を超える時の継続的サービス調整が容易となる。 ・各種障がい者サービスの受給者番号として利用することで転出や転入などの受給者管理が容易となる。
--

・子ども手当や児童扶養手当等の支給事務において、世帯構成や所得、年金受給状況等の情報が共有されることにより、窓口での迅速かつ的確なアドバイスや事務対応が可能となる。

○医療・介護・福祉の連携関係

・医療・介護・福祉の情報共有・連携がよりスムーズで正確になり、迅速で適正な予防接種や医療行為、要介護の認定、障がい者サービス等を行うことができる。

・乳幼児医療費助成事業において、自治体と医療機関での受給者の確認が容易になり、適性な事務につながる。

・市民が受診する健康診査、がん検診、予防接種等について、これらの実施医療機関以外の医療機関において、これらの結果の情報等が必要になった場合、共通番号等の活用により、本人が希望する場合は、これらの情報を必要とする医療機関等に伝達する仕組みを構築することで、適正な医療等の実施、市民負担の軽減等を図ることが可能となる。

・医療・介護・福祉の間でのサービス利用に関する情報交換が可能となることから、サービス利用状況が適正か判断するための資料収集が可能となる。

・番号により名寄せが容易にできることから、さまざまな資格情報を参照することが可能となり、相互に資格条件が関連する要介護認定(市町村)や障害者手帳(県)、年金手帳(国:日本年金機構)などの資格情報が番号により紐付けされ、事務処理がスムーズに行えるようになるばかりでなく、サービスを受ける資格があるにもかかわらず申請されていない方に対して行政側から提供できるサービスをお知らせする、いわゆるプッシュ型のサービスも実現可能となる。

・医療保険や介護保険のデータ活用に伴う健康管理指導等ができる。

・病歴や検査結果について情報が共有できる。

・医療情報、介護情報等に利用することにより重複多受診等を防ぎ、適切なサービスの利用が進み、健康管理と医療費の節約が図られる。

・医療機関の受診履歴と介護サービスの利用情報を共有することによって介護保険と医療保険の重複するサービスの重複利用や医療機関のはしご受診を削減でき、社会保障費の適正化を図れる。

・社会保障番号に既往症や病歴などのデータをひも付けすることで、緊急時の対応が的確にできるようになる。

また、将来的にはレセプトデータ等をひも付けすることで、重複受診や重複処方も防止でき、医療費の適正化に資することができる。

○その他関係

- ・子ども手当、子ども医療費など、これまで申請時に必要としていた添付書類が不要となり、手続の簡素化が図られるとともに、所得制限のある手当等に関しては、正確な所得情報を得ることができ、信頼性が向上する。
- ・児童扶養手当等について、年金情報の確認が出来るようになれば、重複支給による返納金の発生が押さえられる。
- ・児童扶養手当や子ども手当においては、受給状況の確認、転出・転入時の資格認定などに利用でき、重複認定の防止、給付漏れの確認や事務手続きの簡素化などが期待できる。
- ・医療・介護等の被保険者証や年金手帳といった各種社会保障分野における資格証明を一元化することで、取得・喪失などの事務手続きの効率化と利用者の利便性の向上が図られる。
- ・介護サービス利用者や障害者手帳所持者等の転出入の管理ができ、二重交付がなくなる。
- ・保育料等を滞納したまま市外転出してしまった滞納者が、再転入した場合の滞納情報の結合が容易かつ確実に行える。
- ・生活保護分野においては年金・手当等の確認が容易となることで不正受給の防止に繋がる。・医療統計データの効率的な収集。
- ・ 現在厚生労働省が提起している社会保障カード(仮称)の実現による年金記録やレセプト情報等への活用が可能となる。
- ・ 国民一人ひとりが、カード一枚で生涯を通じた自身の医療の内容や年金、介護も含めた情報が把握でき保険者や医療機関の関係者にとっても利便性が高まるものでなければならないと考える。
- ・ 制度設計にあたっては、今後様々な議論を積み重ねる必要があると思われるが、この制度が実現すると取りあえず、年金手帳、医療保険証、介護保険証という老人3セットが1枚のカードに集約できるので大変便利になる。

分類	利用方法
2	<p>○事務処理の効率化関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税資料(確定申告書、給与支払報告書、支払調書等)の名寄せ・突合作業が容易となり、事務効率の向上が図られる。 ・年金支払報告書に共通番号を付番することで年金所得の把握が容易となる。また、複数の年金を受給している場合は名寄せ処理も正確・迅速となる。 ・該当者なしの給与支払報告書等がなくなることにより、現地調査等がなくなるとともに、同姓同名者の課税誤りや課税逃れを防ぐことができる。 ・証券、金融、保険等関係各社との連携により、2ヶ所以上で収入を得た場合に、名寄せが正確・迅速となり、住民税課税に係る申告漏れ等が防げ、公平な課税につながると思われる。 ・謝金等を支払った人の源泉徴収票作成にあたり、複数の情報をまとめているが、共通番号があれば集約しやすく、事務の効率化が図られる。 ・給与支払報告書、年金支払報告書、国税連携による確定申告書の個人を特定する際、氏名・生年月日・住所等で特定しているが、作業工数が多く、特定できない場合もあるため、共通番号を付番することで個人の特定が正確・迅速となる。 ・確定申告書や給与支払報告書等の課税資料に被扶養者の『番号』が記載されることにより、迅速かつ確実に被扶養者の特定ができ、二重扶養の把握が容易になる。 ・被扶養者が他市在住者の場合でも、被扶養者の所得調査等を迅速かつ確実にを行うことができ、職員の残業時間短縮と税の公平性を高められる。 ・国税・県税・市税等で共通番号を使用することにより、滞納状況等が把握できる。また、把握した情報をもとに、滞納処分を実施することにより、税負担の公平性が担保され、納税意識の向上が期待される。 ・国と地方の関係機関において、税情報の連携・共有化を図ることにより、滞納整理が効率化される。 ・当市の住民が他市で課税されている状況が容易かつ確実に把握でき、二重課税の防止と事務効率の向上につながる。 ・他市の住民を本市で住民登録外課税した場合の地方税法 294 条通知の送付先の把握も容易かつ確実にするため、二重課税の防止と事務効率の向上につながる。 ・固定資産及び軽自動車の所有者に納税通知書を送付する際、住民登録外課税者の住所の把握が容易となる。現状では、住民登録外課税者が転居した場合、納税通知書が返戻となってから、旧住所地の市区町村に住所の照会をし、新住所地へ納税通知書を送付している。住民登録外課税者が、異なった市区町村へ複数回転居している場合は、照会も複数回となり費用と時間がかかっている。 ・市外の滞納者について、実態調査(住所、所得等照会)をする必要がなくなり、速やかに滞納処分を行うことができる。(公平な徴収)

- ・転出した場合、他市町村での住所異動は戸籍の附表を確認するか、一つ一つ転出先を追い、そこに実態調査を依頼しなければならないが、異動の変遷を容易に把握できる。
- ・再転入の納税義務者に対する二重課税を防止することができる。
- ・再転入時に新規の個人コードを付番するため、過去に滞納があっても見落とすことが多く、よくトラブルになっていたが、共通番号を付番することで同一人の把握が正確となり滞納者情報を管理しやすい。
- ・ 他市町村への所得等の照会・回答事務の軽減が図れる。(地方税法 20 条の 11)

○その他関係

- ・納税義務者別の納税通知書の送付先調査が容易となる。
- ・税務証明を居住する市区町村以外でも発行することが可能となる。
- ・電子申告が推進されることにより、事務の効率化が期待できる。
- ・ 登記情報に係る名寄せができる。
- ・ 所得や資産の情報を正確に把握できる。

分類	利用方法
3	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙人名簿(市町村)などの転入・転出に係る資格情報の把握が容易となり、二重登録や登録漏れを防止することができるようになり、事務の迅速化が期待できる。 ・現在、住民基本台帳ネットワークを利用することで、居住地以外の自治体で住民票の写しが広域交付されているが、共通番号を利用することで住民票の写し以外の各種証明書についても発行が可能となる。 ・保育料などの徴収において、転入者などの所得情報の把握が可能となる。 ・運転免許更新時(都道府県公安委員会)の住所変更に伴う住民票などの添付書類の簡素化などが期待できる。 ・養子縁組届や氏名のフリガナ修正の申出等による犯罪の防止。(これらの申請は拒否できるものではないが、氏名等を変更されても個人を特定できることは犯罪抑止となる) ・本市奨学資金貸付の事業について、①税務分野と連動することによって、家族の経済状況が分かり、奨学資金の貸与の審査が簡便になる可能性があり、②住民登録等との連動によって、家族の状態がわかり、奨学資金の貸与の審査が簡便になる可能性があり、③社会保障分野と連動することによって、他の類似の貸与・給付制度を併用していないかが分かり、審査が確実となり、より必要な方に貸与を行なうことが出来る。 ・ 個人情報の有効的利用により、振込み詐欺や、不正請求等の詐欺行為等犯罪の抑制につながる可能性も期待できる。 ・ 行政事務においては、本人確認事務や個人認証など諸証明書や付票などの各種行政サービス全般に活用できる。

分類	利用方法
4	<p>○税情報との連携による事務の効率化関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転出入者が障害者自立支援法による給付サービスや児童扶養手当などの社会保障給付の申請を行うときに、各種申請に添付する所得証明書等を省略することができ、利便性が向上する。 <p>事例: 高額介護サービス・自己負担額認定の決定 住宅改造費補助における所得税課税情報の確認 介護保険算定における前住所地への所得照会 介護保険料軽減申請における資産状況審査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険料の収納情報の共有化により、被保険者が行う税申告において、収納情報を税務当局が利用でき、個別の申告記載が不要となる。 ・保育料決定、変更事務を実施するにあたって、保護者に提出させている税書類の必要がなくなり、保育所申し込みの手続きが簡素化できる。また、税務署が把握している所得情報を閲覧出来ることにより、所得税の修正申告などによる保育料変更事務を早期に実施できる。 ・課税状況を基にして児童クラブ(学童保育)の利用料の減免を行っているが、番号制度の導入により、より正確な情報を利用し事務を行うことができる。 ・児童クラブ(学童保育)の利用について、他の市町村より転居してきた場合には、所得証明書の提出を求めているがこれが不要になる。 ・福祉医療費助成制度など、社会福祉サービスの運用にあたり、課税要件(住民税非課税・所得税非課税)が必要とされるが、前住地の課税状況の把握を行う必要があるため、課税証明等の添付あるいは税情報照会同意を必要としているが、この処理が削減となる。 ・重度障害者医療費助成で、医療費、介護利用の受診・利用料がわかれば、助成に必要な書類(受診・利用状況)提出が不要になり、助成金の受け取り情報の書類提出で済むようになる。 ・障害認定や介護認定において、税額によって決定される手当や負担金等の把握がし易くなる。 ・他市からの転入者については、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス、更生医療、補装具の申請に当たり、本人等の所得確認のため証明書の添付を義務付けている。市内在住者については、本人の同意の下に税情報を確認できるため、書類添付を省略しているが、他市からの転入者についても同様の取扱いとすることが可能となり、申請者の負担軽減が図られるとともに、迅速な事務処理が可能となる。 ・障がい者福祉サービスの利用者負担の上限額を決めるにあたり、所得を把握する必要がある。共通番号が導入されると所得の把握の精度も高まる。また、制度をまたがって包括的に合算も可能となる。

	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園入所時・児童扶養手当について、税務署が把握する所得情報に基づき、所得証明書の添付や、日本年金機構が把握する遺族年金、障害年金等の需給確認の省略が可能になる。 ・税務署が把握する所得情報に基づき、就学援助及び就学奨励費の教育費助成時の所得証明等を削減する。 ・確定申告等所得申告における社会保険料等の納税証明書を省略できる。 <p>○調査事務の軽減関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保障事務において所得・資産状況調査事務の効率化が図られる。 ・他市町村からの異動者について、他の自治体への照会処理が不要となるため保険料の算定事務において、軽減および迅速化が可能となる。 ・高額療養費等算定時の世帯の所得・課税状況の確認事務の軽減。 ・当該年度の住民税の賦課期日後に被保険者が転入した場合、国民健康保険税の賦課資料と高齢受給者証の負担割合の判定のため、前住所地の市区町村へ照会を行い、賦課決定、判定を行っているが、税務情報を共有化することにより、これらの事務手続きの効率化、適正化が図れる。 ・後期高齢者医療制度における負担区分判定及び保険料賦課における所得状況照会が必要とされるが、この処理が削減となる。 ・介護保険制度において実施する減免等について、世帯課税状況等の確認が容易となることから、減免対象の認定に係る事務量が軽減される。 <p>○行政からの積極的なサービス提供関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高額医療介護合算制度や後期高齢者医療制度などにおける基準収入額適用申請において、正確な所得情報や収入情報が把握できるようになれば、行政から積極的な通知を出すことが可能となり、申請者の負担を軽減できる。また、年度途中で保険に変更があった場合の自己負担額の把握も容易となり、公正で利便性の高い制度運用が可能となる。 ・障害者手帳の住所移動(転出・転入)があった場合、迅速に情報が入手でき、手帳更新の案内等ができる。 <p>○その他関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正確な所得把握により、国民健康保険料や介護保険料の更正が減少する。また介護保険においては、減額更正に伴う特別徴収停止者(普通徴収に切り替え)が減少する。
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・年度途中で転入した場合、正確な所得情報に基づき、適正な介護保険料の賦課、施設利用の自己負担額軽減等の各種減免、高額介護サービス費の支給等が可能になる。 ・他の市区町村から転入した場合の国民健康保険税の賦課については、前年の所得の照会を行ったうえで賦課計算を行っているところだが、転入者の所得データを即時に利用することができれば、正確で速やかな賦課が可能となる。 ・医療保険制度における自己負担額・保険料算定に伴い必要となる本人・家族の世帯状況及び所得状況の正確な把握ができる。 ・資産情報を含めた税務分野の情報の捕捉をしっかりと行うことで、介護保険でも自己負担を無くすことや、障がい者福祉では逆に自己負担を増やすなど、より適切な自己負担を求めることが可能となる。 ・20歳前障害による障害年金受給者の所得制限の確認について、番号制度を用いることでより効率的に確認を行うことができる。 ・生活保護に関して、申請世帯並びに保護世帯状況の確認として、保護申請段階における各種年金受給歴や収入(所得)認定に係る確認、介護扶助及び自立支援給付等の優先適用に関する確認、健康保険や介護保険等の各種保険との併用に関する適正な情報確認、保護世帯の世帯全員に対する収入申告と課税台帳の照合等が容易になるなど、利便性の向上が図られ、適性な運営につながる。 ・福祉サービスの利用状況から、適切な滞納処分が可能。(例:生活保護受給判明→執行停止) ・税務分野の税情報と社会保障分野の生活保護受給情報が連携することで、生活保護受給者に対する個人住民税や固定資産税の減免措置を的確に行うことができる。また、逆に生活保護受給者の資産調査等が確實かつ容易に実施できる。 ・高齢者インフルエンザは、非課税世帯を要件として、無料接種ができるが、確認作業が煩瑣となっている。健診・予防接種等への費用助成について確認しやすくなる。 ・福祉関連給付(ひとり親世帯、生活保護等)、保育料の計算等を適切に行うことができる。 ・福祉医療における医療費助成の所得制限を迅速かつ正確に行える。 ・新たな社会保障施策の企画立案において、期待する行政効果の推測が可能となり、当該施策実行後には対象集団の所得階層変化を捉えるなどの検証も可能ではないか。 ・各種申請時(1～3以外では保育所入所時や障害施設サービス受給時等)に各種添付資料(証明書等)を省略できるようになれば、行政の効率化及び国民にとっての利便性の向上につながる。 ・所得照会がある各種社会保障給付業務におけるワンストップサービスが実現できる。
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得・資産状況を社会保障等給付申請する場合に国・地方ともに情報が共有されているために個別の証明が必要なくなる。 ・ 総論として、年金・医療・介護・雇用保険等と税情報の一元化によって対応できる事務。 ・ 住民記録サービスにおける社会保障行政との連携、更に税制との連携が可能となる。 ・ 税務署が把握する所得情報に基づき、年末の保険料控除申告や医療費控除の申請をしなくても控除が受けられるようになる。 ・ 各種社会保障制度の申請時に税務の所得情報と連動し負担区分の判定を行う。 例えば、納税・年金情報の共有によって、保険料(国保、介護、後期高齢等)の特別徴収の簡素化や生活保護、介護保険、保育料、児童扶養手当、乳幼児・妊産婦及び重度心身障害者医療給付、母子家庭医療費給付、老人医療費給付、寡婦医療費給付、等の算定で、統一番号があれば調べやすくなるとともに町民が提出する書類等も少なくなり、行政も時間短縮され、情報の精度も高まり事務の効率化が進むと思われる。 ・ 税務面では、所得情報の共有により、税や社会保険料の一元管理ができる。
--	--

分類	利用方法
5	<p>○添付書類の省略関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得情報が提供されれば、個人・団体が所得確認の為の手続き・所得証明書の発行が必要なくなる。 ・太陽光発電システム設備設置補助金の申請に際し市町村税の完納証明の添付を求めているが、番号利用により行政側で(特に転入予定者の)納付状況の確認ができれば、証明書の添付を省くことができる。 <p>○税情報との連携による事務の効率化関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅法と住民税の連携により、市営住宅各入居者に毎年提出させている収入申告書によらずに、使用料等の算定事務や入居時審査等の効率化を図ることができる。 ・税務署が把握する所得情報に基づき、就学援助費・就学奨励費受給申請時の所得証明書、私立幼稚園就園奨励費補助金及び私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金申請時の課税証明書の添付を省略する。 ・税の情報により、必要な就学援助(市町村)や幼稚園就園奨励費(市町村)などにおいて、効率的かつ正確に行うことができるようになる。 <p>○その他関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車の所有者の住所などの自動車登録者情報(国:陸運局)と連携することにより、税分野(自動車税:都道府県・軽自動車税:市町村)においても正確に住所・所有者等を把握することができるようになる。 ・死亡届出の一部情報により、現在行っている相続税法58条に規定する市区町村から税務署への通知を省略することが可能となり、相続税申告の要否を把握することで申告の迅速化が図れる。 ・投票管理者・投票立会人などへの報酬の情報を提供することによる税分野での事務改善が期待できる。 ・納税義務者等が転出した場合、転出先での住所変更等の検索が可能となる。 ・認知症や高齢単身者等の財産の保護等に活用できる。 ・所得情報を必要とする社会保障関係以外の主な給付等は以下のとおり。 育英会奨学金貸与、災害弔慰金支給、町営住宅入居許可等

分類	利用方法
6	<p>○医療関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村(保健主管部署)と保険者及び医療機関がそれぞれの受診状況や結果の情報が共有できることで、適切に受診勧奨したり重複受診の防止を行うことができるとともに、受療後のフォローアップにも結び付けられる。 ・現物給付の乳幼児医療高額療養費代理委任事務で、市民の方に協力依頼していた情報を、各保険者共有することにより負担を減らすことができる。 ・検診の履歴とともに、医療情報との関連が閲覧が可能となり、がんの罹患や生存率などの情報収集するための「がん登録」などの推進が図れる。 ・予防接種や妊婦健診の状況等について、住所移動があった場合、迅速に情報が入手できるようになる。 ・医療保険者の変更時における健康診査受診券の発行事務や過誤調整事務の削減、及びデータ管理の容易化が可能となる。 <p>○年金関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金加入者や受給者の氏名、住所等の変更手続きが、市町村での住民票情報の変更手続き時に番号制度を活用することで年金の届け出についても一括で扱うことにより、届け出の簡略化や事務処理の効率化が期待出来る。 ・老齢基礎年金等の裁定請求時に、住民票コードの未記入者は住民票の添付が必要であるが、住民票を把握している機関の情報に基づき、情報端末等で番号が確認できれば、窓口での受付が速やかに行われることが考えられる。 ・本人の年金記録だけでは年金受給資格を満たしていない者について、合算対象期間(カラ期間)を調べる際に、番号制度により戸籍の情報(配偶者の情報や附票による住所の履歴)等が確認できるようになれば、年金受給資格を満たせるかの調査が効率的に行え、年金受給に結びつく者も出てくる。 <p>○災害時対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急救命活動を行う消防署では、災害時等に身体機能等に障がいのある高齢者、障がい者の救護を行うためには、該当者の状況情報を利用することが非常に有効である。 一方、これらの情報を常時、市区町村から消防署に提供することは、情報の変更頻度が高いことなどから課題が残る。共通番号等を利用し、消防署から必要な時に、必要な対象者のみについて、状況を照会し、市区町村から情報を提供する仕組み(本人同意が前提となると思われるが)があれば、有効な要援護者支援が可能となる。 ・地震等の大規模災害時の人的被災状況把握や被災者支援・難病者等の支援が円滑になると思われる。

	<p>○その他関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が居住しているかどうかの実態確認のため、医療保険、介護保険の利用状況を活用できる。 ・居所不明者について、医療保険・介護保険・福祉サービスの利用状況の把握により、受給資格や未納者対策などを迅速に行うことが可能となる。 ・保育所の入所要件を確認する事務において、同居親族の社会保障サービスの利用状況などを確認できれば、保護者に提出させている各種証明書(障害者手帳や療育手帳)の必要がなくなり、保育所申し込みの手続きが簡素化できる。 ・障害者手帳情報(都道府県)などの社会保障分野の資格情報は、その資格の有無や資格証の提示や添付が審査決定の条件となっている場合が多く、例えば選挙の郵便投票(市町村選管)の介護保険証(市町村)や障害者手帳(都道府県)の添付を省略することなどができるようになる。 ・生活保護の受給有無が確認できることにより、他制度における免除や減免等ができる。 ・刑事事件等における警察・裁判所からの医療給付や通院等の照会において、データ取得の手順の簡素化が可能となるため、迅速な捜査および審理が可能となる。 ・結婚・妊娠・出産・転出入等のライフイベントの行政手続きにおけるワンストップサービスの実現
--	---

分類	利用方法
7	<p>○情報連携による事務の効率化関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該自治体に本人情報のない転入者についても、転出元から所得や手当等の支給、身体障害者手帳の所持などの情報を正確に得ることで、行政手続において、各種証明書等の提出を不要とすることができる。 ・国民年金第3号被保険者の資格要件、国民年金加入者の免除申請、遺族年金や未支給年金の請求者の要件等について、世帯状況、所得状況、戸籍での続柄を確認する必要がある際、番号制度を通じて確認できるようになれば、添付書類の省略や事務処理の効率化につながる。 ・税務関係での個人の住所、戸籍、各種年金等の資料収集等が容易となる。・行政分野においては、公営住宅の審査などのように税の情報だけでなく障害者手帳情報などの社会保障分野の資格情報もあわせて審査決定の条件となっている場合も多く、事務も省力化及び正確さが期待できる。 ・現在、複数の行政機関等にまたがって手続きしている転入、転出、就職、結婚、出産等の手続きが、ワンストップで行なうことが可能となり、手続きの簡素化・効率化が図られ、住民サービスの向上が期待できる。・異なる機関(国、都道府県、市町村)で発行されていた各種証明書等が一つの窓口で発行可能になる。 <p>○関係機関との連携関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徴収部署間の連携により、情報を共有することができ、効率よい納付相談を行うことができる。 ・様々な部署で所管している情報を一元化しやすくなり、迅速できめ細やかな行政サービスの提供が可能となる。(各部署間の連携が容易になる。) ・情報をうまく連携させることにより、障害者手帳情報(都道府県)と車両登録情報(国:陸運局)をもとに自動車減免措置(自動車税:都道府県・軽自動車税:市町村)などを申請なく判定することや納税申告を行わなくても税額確定することが可能となる。 <p>○行政からの積極的なサービス提供関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続きの申請・届出主義から脱却し、行政からの各通知やお知らせを個人の生活、経済状況等に応じて細分化して送付することができ、きめ細やかなで公平な行政サービスを実現することが可能になる。 ・市民の経済状況等を適切に確認できるとともに、医療保険・介護保険・福祉サービスの利用者負担の把握が可能となり、的確な低所得者対策を行なうことができるようになる。
	<p>○その他関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国勢調査をはじめとした各種実態調査等における基礎データの抽出・集計について

<p>て、調査業務の軽減を図ることができる。</p> <ul style="list-style-type: none">・児童扶養手当、生活保護受給者との併給調整において、該当者を特定しやすく、二重給付の防止が図られる。・現行の社会保障の世帯は住基を基にしている一方、税扶養は生計が一であれば算定可能となっている。その為、所得の少ないものを扶養に取りながら、その者だけの世帯に分離し社会保障においては扶養者がいないとみなされ、軽い負担となることは制度間の矛盾であるのと同時に、世帯分離を誘発することで行政側での人間関係の把握を困難にし、緊急時の対応に支障をきたしている。・一元化することに伴う多段階、各機関のコスト削減や確認作業が削減できる。・それぞれ機関で所得や保険の基礎データの相互活用が可能となる。
--

問2. 当該行政サービスにおいて番号を利用する場合の懸念事項・課題等

○国民理解関係

- ・番号制度の目的が、社会保障サービスのための名寄せ作業ということに関しては国民の理解が得やすいが、個人情報を利用することを国民の事前の承諾無しに行うことは難しい。
- ・国民は、国による情報管理と目的外利用、情報漏洩、不正行為等に大きな疑念を抱くと思われ、国民自身による自己情報の管理・コントロールできるシステムを構築しないと国民のコンセンサスを得るのが難しいのではないか。
- ・転出入時に以前の市町村で受けている行政サービスを把握できることは、業務を進める上で大変メリットがあるが、健康管理面のデータは人に知られたくない情報が多い。蓄積された情報の活用について、本人の同意をどのように取っていくのか、その方法について検討を要すると思われる。
- ・導入コストや個人情報の保護についての議論が、未だに一般市民に示されていないことが問題と思われる。広く意見を聞く機会を提供していただきたい。
- ・個人情報の保護を徹底的にされる必要がある。また、地域包括支援担当としては高齢者の理解を得ることが出来るかが課題となる。高齢者にとっては、自分に関する情報が垂れ流しになるのではと錯覚することもあるかもしれない。

○セキュリティ・個人情報保護関係

- ・サーバーへの不正侵入や情報取扱者の不正使用による個人情報の漏えいリスクが懸念されるため、運用に関するルールの整備のほかに、情報の漏えいを防止するための技術的な仕組みや職員の個人情報取り扱いをこれまで以上に堅固に構築する必要がある。また、合せて罰則等の規定強化も必要となる。
- ・社会保障分野においては、すべての保険者が個人の保険資格情報を、また税務分野＋社会保障分野ではすべての市町村で個人の所得情報を利用できることとなるため、利用できる情報の範囲など利用に関する条件や、情報を管理する環境や責任について議論を行う必要がある。
- ・社会保障分野に用いる場合には、国・地方自治体といった行政主体以外の主体(年金機構等)が番号を利用することが考えられるが、個人情報保護をどこまで担保できるか。
- ・児童扶養手当の支給事務では、婚姻歴など個人のプライバシーに関わる情報を取り扱うこととなるため、情報管理には厳重な体制が必要である。
- ・利用範囲が広がれば、先進の諸外国と同様、なりすまし等の被害の発生が懸念されるため、予防策について十分な検討が必要である。
- ・情報漏洩を起こさない十分なセキュリティ対策を講じないと国民の理解を得にくい、と伴に強固なセキュリティ対策を行うとコストが増大することから、両者のバランスが大切である。
- ・所得情報など秘匿性の高い情報を関係者において共有化することになるので、個人情報保護法や個人情報保護条例のみならず、情報セキュリティ方策やISMS(情報セキュリティマネジメント)

トシステム)など万全の措置を講じ、市民の安全と信頼を得る必要がある。

- ・共通番号は可視化するのではなく暗号化したりするような保護対策を進めた上で検討を進めて欲しい。

- ・個人情報の濫用・漏洩、及びこれに伴う犯罪、事件、個人情報保護に関する訴訟等のリスクが予測される。

- ・市で管理している住基コードと国税である所得税との連携において、セキュリティの絶対的な安全性(毎年データ流出事件が発生している)が確保できるか不安・疑問がある。

- ・個人情報保護のため利用者の本人確認を厳格に行う必要があるが、この本人確認を必要以上に行った場合、利便性を損ない利用を妨げる可能性がある。

- ・システムの利用者権限、本人の情報(例:税の納付状況、予防接種の履歴等)に関するアクセスをどこまで、どのように許容するか、個人情報の保護も考慮した中で検討が必要である。

- ・プライバシーの保護を考慮し、戸籍等の公開制度の見直しをはかり法改正に至っているにもかかわらず、番号制度の運営上、添付書類である戸籍謄本等の添付書類を省略する案が見られるが、戸籍の情報は住民票の四情報同様に利用が制限されるべきものとする。

- ・システム異常や情報漏えい等の発生による混乱や甚大な被害を回避するための方策や、万が一発生した場合の対応策についての検討が必要である。

- ・高齢者への制度運用における周知や対応をどのように行うかについての検討が十分に行われることが必要。カードの利用方法の理解も高齢者の場合は困難になりうる。プライバシーを始めとする個人情報を、自ら保護できうるのか疑問が残る。

- ・制度導入にあたっては、情報管理の問題が最大の課題であると思われる。正確性は勿論、情報漏洩等課題が多くあると思われる。そのため情報管理を行うためのシステムが完璧に構築できるのか心配される。

- ・公的制度でも管理するのは、国や独立行政法人、県、市町村等公的団体の外、税の徴収機関や保険料の徴収等を担う民間機関等とも密接な繋がり、広がりを持っている。一元化の厳格な管理や運営方法を確立する必要がある。

- ・悪意はなくても、事務の執行上、読み取りや入力ミスがゼロではないことも想定しておくべき。利用範囲が広いほどミスがあった場合の影響も大きくなる。第三者機関を設けるとともに、罰則規定の強化が必要ではないか。

- ・特に機微情報とされる病歴、貯蓄などの個人情報が漏れるのが最大の心配材料である。

- ・個人情報の保護に関する法律の施行など情報の管理が懸念されるとともに、個人情報保護を徹底し、導入にあたっては市町村が個人情報に関するデータ管理をする必要が生じる場合は、統一した情報管理ができるよう措置してほしい。

○負担の増加関係

- ・サーバーの導入や既存システムの改修費用や維持管理費などの費用負担の所管を明確にして

おく必要がある。

・セキュリティ強化に係る費用の増大や個人情報の保護の徹底及び強化に伴う人件費、これまでとは比較にならないほどの情報量がネットワークを流れることによる運用費の増大が予測されるが、いかにして財源を確保するか。また、そのための、財政支援があるのか。

・一元管理か分散管理かの議論があるが、連携が必要な自治体の行政システムはコスト削減策としてクラウド化に向かっており、この点も配慮されたい。

・税と社会保障を同一番号で管理し、所得に応じた課税と社会保障を実施する場合、システムが巨大化する可能性がある。

・担当職員の扱う情報が膨大なものとなり、現状の組織体制下ではかえって事務効率の低下を招く業務も発生する可能性がある。

・電算入力の負担増。現在の住基コードも誤入力しないよう細心の注意を払っている。更に、番号が追加されると誤入力防止の精神的負担と入力・確認に関する時間的負担が増す。

・番号制導入の経費には、地方自治体のシステム連携・改修等の経費も算入されているのか。

・費用が相当かかると思われるが、市町村がどの程度負担することになるのか。(初期導入経費及び運用経費)

・地方自治体にも費用負担が生じるのであれば、小規模自治体ほどその負担が重く感じられるのではないか。

・現行の住民票コードを有効活用し、できるだけ費用を抑えるとともに、市町村に負担のかからない配慮が必要である。

・セキュリティ対策に万全を期すことが要求されるので、導入の際にはかなりの歳月と費用がかかることが予想される。

・導入に係るシステム改修等の費用及びそれに係る労務が大きい。費用に対する交付税措置や補助金等がない場合には、導入が進まないと思われる。

○その他関係

・税に関わる情報は、政策的に捕捉しない、または課税上分離する情報もあり、それらの情報の中には個人の負担能力と関連するものもある。

例えば、預貯金が多くても、また株式等の有価証券を多く所有していてもそれだけでは課税されない。一方、不動産を多く保有していても、換価性などの点から必ずしも負担能力と連動しないものもある。したがって、どの範囲まで情報を捕捉し、社会保障の利用にどの範囲まで反映させるかのきめ細かな見極めが必要ではないか。

・福祉サービスの多くは所得による給付制限を設けているが、番号制度導入により一層厳格に所得が捕捉されることで、これまで以上に公平性の逆転現象が生じる恐れがある。

例えば、AはBより収入(所得)が1万円多いことで福祉サービスの利用に2万円が必要となり、一方Bはその利用料が不要な場合がある。この場合、サービス利用後の実質的な収入(所得)はB

の方が多くなる。税制度では、こうした逆転現象を防止するための調整措置が設けられているが、福祉分野ではサービスが多分野にわたることなどから調整制度がない。そこで番号制度導入にあたっては、制度横断的な調整措置の創設が必須ではないか。

・課税状況と言っても、あくまでも直接税だけであり、間接税の負担特性や共有名義資産の把握など、国民・市民の公正な負担能力の判定に係る議論には、一定の限界があると思われる。

・児童扶養手当などに関しては、事実婚がある場合は支給されないが、戸籍上では判断できない事実婚までの把握はできるのか。

・迅速な行政サービスの提供の反面、国による国民の管理、監視、取締りが容易に行われる懸念がある。

・住基ネットのように未接続団体が存在する場合、制度としての利用度が低下する。

・番号制度は導入されたが所得情報がない人(収入のない方・扶養者等)も多数いる、その方は申告をしなければ所得情報はないので現行となんら変わらない。すべての分野が番号制度に連携した場合、所得情報、住所歴、病歴、犯罪歴、離婚歴、多種多様な給付歴、借入金の状況等の情報漏洩に関する不安、ハッキング、なりすまし利用等が懸念される。利用する団体が増えれば増えるほど危険度は増す。全国民のデータベース化される情報を厳格に管理することは非常に困難と思われる。

・担当課以外でも情報が確認できるため、業務によっては、事務分担が不明確になる部分が出てくることが懸念されるため、あらためて事務分担の明確化や自治体間で情報の運用に関するルールを統一する必要がある。

・個人のデータを第一義的に管理する地方自治体と、最終的にすべての国民のデータを管理することが可能となる国との連携や、個人の異動、今後の法改正等に迅速に対応するためのシステム技術開発について柔軟に対応できるシステムが必要となる。

・高齢者・障がい者等が可能な限り自己管理ができるように、番号以外でも認証(指紋や網膜認証)ができる方法の検討も必要。また、家族の関わりをどうするか。

・行政分野においてはほぼすべての業務が住民基本台帳を基にしていること、また、平成24年の住民基本台帳改正により外国人も新たに外国人住民として住民基本台帳に記載され住民票コードも附番されることから、住民にすでに定着した住民基本台帳ネットワークを有効に活用すべきであると考えらる。

・外国人の付番や運用方法について検討が必要である。

・他業務や他自治体の情報をどこまで閲覧できるかについての法整備が必要である。

・税務情報の取扱いにつき法整備の中には、地方単独事業(市単事業)も含め、運用形態を検討願いたい。

・就労者は番号が提示できなければ給与報酬を受け取れないようにする。また、支払者に対して課税資料の不提出の場合は厳罰を与えるなど、徹底した法整備が必要である。これらが、あやふやになってしまうと制度の意味がなくなってしまう。そのためには、公平公正な所得の把握が、ひいては公平公正な社会保障制度につながるという事を全ての人に理解してもらわなければならない

い。

・情報(氏名、住所など)管理は、どのようになされ、個人ごとの情報の検索(各事業制度への活用)は、どのようにして行うかが不明である。

・付番ミスは絶対ないのか、あった場合その特定は可能か。

・どうしても嫌だという者も強制的に付番するのか。

・「宙に浮いた年金記録問題」が残っている中で、番号制度による番号に結びつかない年金記録が発生した場合、年金の記録管理についてさらなる混乱を招く恐れがある。

・行政サービスにおいて、情報の交換を行う際に、本人確認の手段として氏名は重要な要素であるが、現状では各自治体において、JIS規格(厳密にはメーカー規格)以外の文字を「外字」として、字形を作成し、独自の文字コードを振っていることから、組織間(システム間)で文字データの再現性がない事例が数多く存在する。この外字の問題を字形とコード体系の統一・標準化という方法で解決しない限り、氏名で本人確認ができない、という極めて基本的な問題が解決できない。

・介護の認定情報は、短期間で更新・変更があるので、保険証に印字ができないと思われる。そのため、保険証の1枚化をすると、認定情報を印字した保険証等、目に見えるものは従来どおり出さないといけないと思われるので、結局1枚化とならない。また、住所地特例の場合、医療等の保険者と介護保険の保険者が違ってくるが問題はないのか。

・既存の住民基本台帳番号、基礎年金番号等、単に各省庁の縦割りで物事を進めるのではなく、国全体で既存制度の改善・発展も含め、効率的な制度を構築すべき。

・制度設計に当たっては、様々な関係者の意見を十分に反映させるべき。

・国民にとって利便性が向上することに留意すべきであり、実際に使ってもらえない制度にしてはならない。

・国民全体に影響する大きな事業であることから、実証実験を実施して、本格実施する際に当初想定していないトラブルが発生することがないように慎重に進めるべき。

・プライバシーか行政コストかの議論でなく、導入のために必要な環境整備について前向きに議論すべき。

問3. そのほか番号制度についてのご意見・ご提案等

○国民理解関係

- ・共通番号制度の検討に当っては、何のために導入する制度であるか、導入のメリット・デメリットについて、国民・市民にとっての利便性や公平性の面での向上をわかりやすく提示し、その理解と納得の得られるものとする。
- ・給付と徴収が、システム上”同居”することや、国が全ての個人情報を把握すること(決まってしまうえば国民は従わざるを得ない)に対する市民感情について懸念する必要がある。
- ・番号制度を利用した場合のメリットと、番号制度を設定し、利用する際のコストや情報管理のリスク、他のデメリットについて可能な限り具体的な内容を挙げ比較し、国民にとってより多くの利益が受けられるものなのか慎重に勘案した上で番号制度の導入を検討すべきである。
- ・番号制度が導入されてもほとんど使われることのない制度となっては導入の意味はないため、国民に信頼される仕組みとしなければならない。既存の税や社会保障など各種制度の仕組みを円滑にするためのツールとしながらも、番号制度を広い範囲(分野)で活用すると個人情報など情報管理のリスクも大きくなることも考慮し、今後十分な議論に基づく制度設計が必要と考える。
- ・番号制度を単に歳入確保のための手段として利用するのであれば、国民の一部からの反発も予想されるので、拙速に導入するのではなく、「税制及び社会保障制度の改革」との一体化で考えるべき。
- ・国民に信頼され、利用される制度として、幅広い利用範囲を設ける必要があり、国民がメリットを感じ、利用しやすい環境が必要である。
- ・拙速な結論を出すことなく、国民への十分な情報提供を行い、国民的議論を経て国民的合意形成を行ったうえで、実施の方向に向かうなど慎重な取り組みが必要である。
- ・導入にあたっては、導入する制度、統合の時期等を含めて国民の理解を得るため協議内容、経過を明らかにすべきである。

○セキュリティ・個人情報保護関係

- ・番号制度導入により、将来的には様々な個人情報が集約され、必要な情報の把握が容易になると思われるが、その一方で、情報の漏洩に対する懸念やリスクもあり、今後、地方公共団体や各関係機関の実情を踏まえつつ、個人情報の保護が徹底される制度設計を構築していくことが不可欠である。
- ・プライバシー保護にかかる「個人情報」の取扱いについては、各分野ごとに保護することが重要である。
- ・セキュリティに関する不安が伴う。どのようにそれを克服するかが、今後の課題であると思う。
- ・カードの再発行は厳重にすべき。

・自己情報の管理・コントロールを能力・身体的問題なく誰もが投資なくできる仕組みが必要である。

・アクセス権を高度に設定し、アクセスの履歴等を残し情報漏えいに十分に注意する代わりに、全国的な検索(どこかの部署を経由でも構わない)ができるような制度、またはシステムが望ましい。

・証明書の方式は既存の紙だけではなく電子データも含めていただきたいと考えており、これを実現するため、セキュリティのあり方や証明書を利用する銀行等の受入態勢の構築などの検討を進めていただきたい。

・分散管理方式にして、費用や効果に将来性が望めるのか疑問を感じる。

○負担の増加関係

・番号制度導入による一時的なコストの増大はあったとしても、利用範囲における制度・運営の効率化等によるコスト削減を追求し、差引きの中で、総体的には経常的な維持管理・運用経費(国民負担)が増大することのないように、制度設計をすべきである。

・番号の一元化は、今後の地方自治の運用に大きなメリットがある一方で、現行システムの改修が必要となることから、改修費用などについては地方自治体に経費負担が生じないよう、国において十分な補助等の支援をお願いしたい。

・地方自治体が適正にかつ最小の経費で実施するためには、十分な準備期間が必要である。

・第三者機関の設立はコスト意識が必要。

・統一した番号を策定するためには、現行の使用情報から名寄せする必要があるため、この段階での情報の抜け落ち、混乱、それに伴う経費の増大等が予想される。

○その他関係

・導入以前に関係機関相互の垣根を低くして、情報の提供に対する手続きの簡略化等について検討が必要と思われる。

・共通番号は、新しい時代の社会基盤であり、国民の生命・基本的人権・社会保障等の権利を守るための制度であるべきです。また、この制度を活用することで国民に課せられた義務・権利を公正なものとするのが可能となり、国民の利益に資するため行政の無駄をなくす有効な手段と考える。

・所得・金融・証券・固定資産等を全て網羅した個人別の所得・資産の把握が可能となれば、税制・福祉を根本から見直し、総合的な課税制度の導入やそれに伴う再配分による社会保障の充実といったような制度構築の可能となるため、国と地方の役割を同時に見直すことを検討すべき。(ただし、共有名義や死亡者課税の固定資産の取扱いなどの課題もある)。

・番号制度の導入に当たっては、サービスの平等性が損なわれないようなデータ移行及びインフラ整備の統一的な導入の基準や、詳細な運用及び情報管理マニュアル等の整備が前提となるが、そこには想定される住民からの苦情、場合によっては訴訟などの対応も考慮されるべきであ

り、対住民対応において地方自治体の負担(あいまいな基準や自治体任せの判断など)にならないように統一的な導入の基準が不可欠となる。

・行政事務の多くが申請方式であるが、情報の活用の仕方によっては、プッシュ型のサービス提供に帰ることができるものが多くあるが、どこまでを可能とするのか、その基準を明確にするとともに、こうしたサービスは一律に行われなければならない。

・番号のみならず、全国規模で個人を管理できるようにデータベースの一元化を図ることはできないのか。

・地方自治体は集中管理されたデータベースへアクセスすることで更新や変更をしていくことがシンプルでよい。

・共通番号を利用することで、既存の自治体窓口だけでなく郵便局やコンビニ、ホームページなど多くの場所、媒体で行政手続きが行えるように制度設計していただきたい。

・共通番号を利用する行政サービス等の中には、利用時間が24時間365日に広がる(広がらないと価値が著しく下がる)ことを想定する必要がある。一方、情報を提供する自治体側の体制やシステムは、24時間365日応答することを想定していない。

根本的な解決として、これらの情報を24時間365日利用可能にするために、センター的な機能を広域で整備することを検討する必要がある。

・基礎年金番号は年金加入者及び受給者に付番されているだけなので、全国民に付番されるべき「住民票コード」を軸に検討されるべき。

・現在住基ネットにより住民票コードが全国民に附番されているので、まず住基ネットの問題点を洗い出す中で、長期的に運用されている住民票コードと今回検討されている番号制度との関係をどのように考えるのか、慎重に検討する必要があると考える。

また、住民税は1月1日が基準日であるとともにデータの保存期限が5年であること等を考慮すると、その期間の住所経緯をわかるような措置も必要であると考えます。

・個人情報情報を行政、医療機関、保険者等で相互利用できる法的整備が必要である。

・利用範囲を将来的に拡大することも検討されているが、番号の利用範囲の変更については安易に改正できないような仕組みづくりを同時に提案する必要がある。

・個人情報保護の必要性から、どこまでの情報をどのような方法で管理するかといった範囲・手法の問題や、実際導入する場合の技術的な問題など課題は多いと思われる。そこでまずは最初のステップとして、自治体間、あるいは官・官連携における業務上必要な情報については、正式な形で利用できるようにすることから始めてはどうかと考える。すなわち、現在公用請求や証明書添付などで収集している業務上必要な情報については、利用範囲と利用目的をはっきりと法令に定めるなどをして、法的根拠のもと利用できるようにすることだけでも、統一番号のかなりの効果が期待できると考える。

・中間整理等に記載されているメリットを得るためには、事務処理の抜本的な改革が必要であり、実効性に疑問が残る。

- ・全国規模で共通番号を利用していくにあたり、制度に参加しない自治体がある時に、その自治体への転入・転出の際はどうか。
- ・『番号』の付番後は、該当者に対して通知するだけか、カードなどを配布するのかが不明であり、通知やカードの配布方法の手段が不明で困惑感が強い。
- ・外国人住民に対するデータの扱いが不明である。(特に税分野において)
- ・外国人住民は将来発行作成される在留カードとリンクさせてデータ管理や、アクセスする方法について検討があるのか不明。
- ・そもそも税増収のため、正確な所得把握を行うための番号制度なのではないかと思っていたが、番号制度を導入すれば、確かに給与所得者は今まで以上にガラス張りになるだろうが、自営業者や農業従事者などの以前から問題視されていた者に対する効果には、疑問がある。
- ・利用の範囲(案)として、①税分野のみ ②税分野と社会保障分野 ③②に加え、幅広い行政分野ということを議論されているようだが、目指す方向性で「②の方向から開始」としている経過が不明である。(唐突感あり)
- ・税の徴収業務における差押等の滞納処分については、先着手の原則があるが、所得や資産等の情報が共有されてしまうと、滞納処分の競争が発生してしまい、必要以上に納税者を追いつめてしまうような事態も起きる恐れがある。
- ・税務分野においては、エルタックス、イータックス、国税連携等に加え、番号制度が導入されると、情報の氾濫化で適正な所得が把握できるか懸念される。また、エルタックスの低普及率から鑑みると、所得情報を報告しない企業が多く存在すると思われる。
- ・共通番号制は、市区町村間での膨大な照会・回答事務において、エルタックスの団体間回送機能と併用することでさらなる効率化を期待できる。
- ・基礎年金番号や納税者番号など何種類もの番号制度があるがそれぞれに管理しており、情報の互換性がない。社会保障の充実や納税の公平性、行政の効率化のため共通番号制度の導入は必要不可欠である。
- ・社会生活の多様化や生活環境の複雑化、住民の住所地の変更、交流の広域化等に伴って、公的制度の一元化は、避けることができない状況となっている。公的制度が国民に信頼されるために、税制度や年金制度、各種保険制度を一元的に管理する番号制を導入すべき。
- ・いくら社会保障制度や税制が優れたものであっても、それに対して公平・公正を実感することができなければ国民は税や保険料の負担を「相応なもの(又は妥当なもの)」と思うことはできない。「より公平・公正な社会の実現」等に寄与するものとすべき。
- ・税などの負担と社会保障給付をできる限り公平・公正に執行するために番号制度を導入すべき。
- ・導入により真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障の充実や、各種行政事務の効率化も実現できる。
- ・社会保障がきめ細やか且つ的確に行われる社会の実現、また行政に過誤や無駄のない社会の実現について有効である。

- ・国及び地方自治体における税収増をはかるため、番号制度の導入に賛成。
- ・住民の側からみると、税、所得、社会保障などの情報を集めることで、必要な人が必要なサービスを受けられるようになることは、歓迎すべきことではないか。
- ・行政側からみた場合、税、所得、社会保障などの情報を一元管理することで事務の効率化につながり、行政コストの削減や住民サービスの向上が図られる。名寄せ管理により税の捕捉や年金の給付管理など、飛躍的に利便性が向上していくのではないか。
- ・国民を番号で管理することには疑問があり、そこまで必要はないのではないか。

社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針の主要論点 (案)

－主権者たる国民の視点に立った番号制度の構築－

社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会

平成23年1月24日

目次：

I	理念	2
II	番号制度に必要な3つの仕組み	3
	(1) 付番	4
	(2) 情報連携	5
	(3) 本人確認	5
III	「番号」はどのように利用されるのか	7
IV	個人情報保護の方策	7
V	今後の進め方	8

I. 理念

複数の機関に存在し、かつそれぞれに蓄積される個人の情報が同一人の情報であるということの確認を行うための基盤が存在しないことが課題

○年金のように国民一人ひとりの情報が生涯を通じて「タテ」につながる必要性や、医療・介護など制度横断的に自己負担上限額を定める場合のように国民一人ひとりの情報が分野を超えて「ヨコ」につながる必要性が、この基盤なしには充足しがたい。

○この基盤がないことが以下の大きな要因となっている。

- ・国民一人ひとりが公平・公正に扱われ、自分の納めた税金や保険料にふさわしい社会保障がきめ細やかに、また的確に行われ、自分の権利がしっかりと守られ、そのことを自分の目で確認することができるといった点において、必ずしも十分な制度が構築されてこなかったこと。
- ・国民が行う行政手続において、一つ一つの手続に重複した添付書類が求められるなど煩雑かつ不便でコストがかかり、制度上利用できるサービスであってもそれを知らないために受給の機会を逃してしまう、などといった国民の負担や不公平が生じていること。
- ・国民が行政からそれぞれの実情にあったサービスを受取る前提となる正確な本人特定ができず、真に手を差し伸べられるべき国民へのセーフティネットが万全ではないこと。
- ・国—地方の間、国の各府省間、地方公共団体間や各主体内の業務間の情報の連携が不足しており、本来国民へのサービスに振り向けられるべき財源や人的資源が重複する作業等に費消されていること。

○また、番号制度は既存の事務や業務そのものの見直しを可能とする基盤ともなるため、さらに質の高い行政サービスを提供し、国民がそのメリットを享受できるよう、番号制度を活用し、業務のあり方の見直しにも取り組んでいくべきである。

「社会保障・税に関わる番号制度」（以下「番号制度」という。）は、かかる基盤を提供することにより、国民がより公平・公正さを実感し、国民の負担が軽減され、国民の利便性が向上し、国民の権利がより確実に守られるように、主権者たる国民の視点に立って、以下のような社会を実現することを理念とするもの。

- ①より公平・公正な社会の実現
- ②社会保障がきめ細やか且つ的確に行われる社会の実現
- ③行政に過誤や無駄のない社会の実現
- ④国民にとって利便性の高い社会の実現
- ⑤国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会の実現

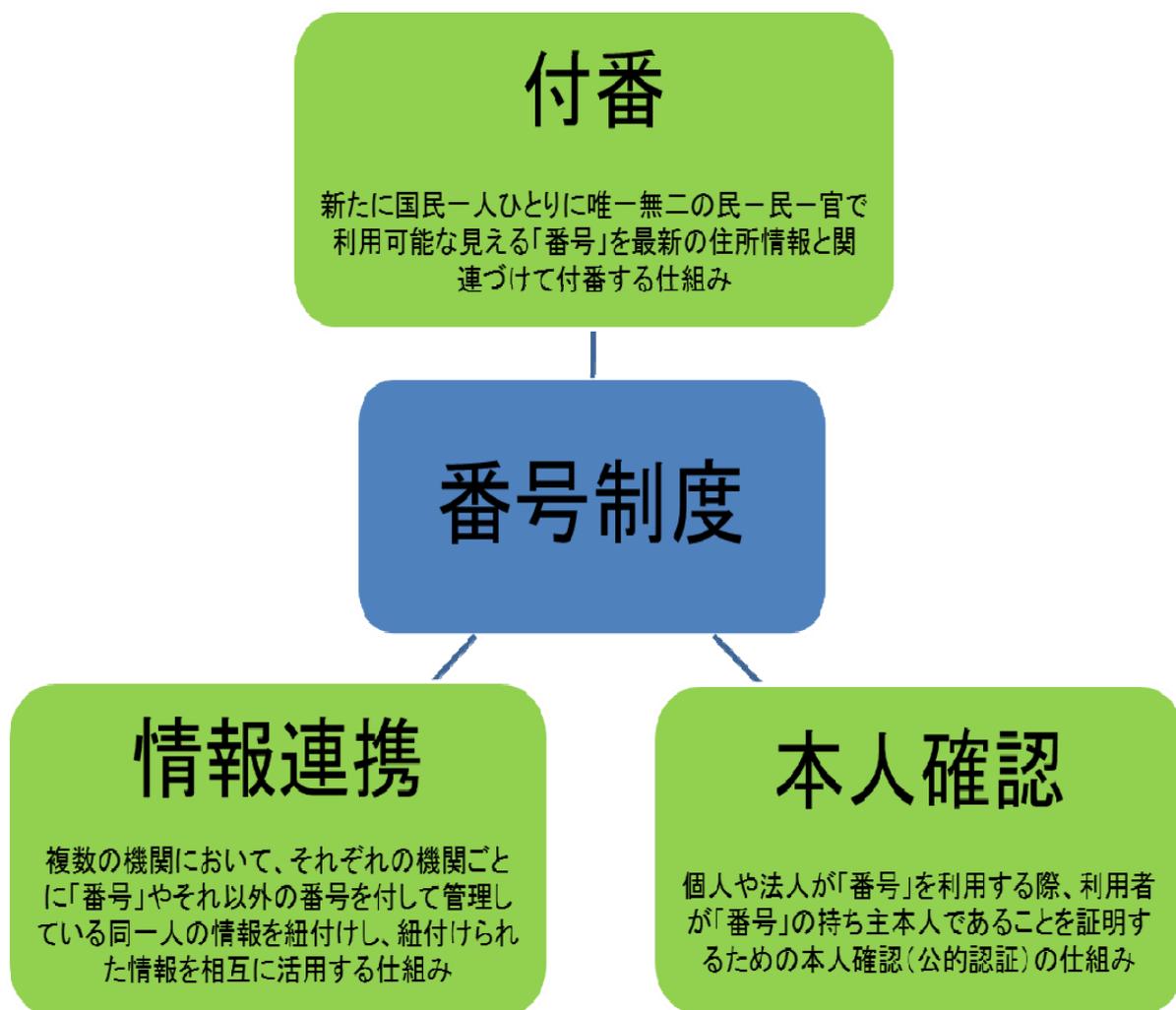
Ⅱ. 番号制度に必要な3つの仕組み

番号制度を上記のとおり、複数の機関に存在する個人や法人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤として構築するためには、以下の3つの仕組みが必要。

番号制度は、

①付番、②情報連携、③本人確認

の3つの仕組みで構成される社会基盤



1. 付番

(1) 「番号」

個人及び法人等に対して付番する「番号」について、主な論点は次のとおり。

○個人に対して付番する「番号」

- ・ 住民基本台帳ネットワークを活用した新たな番号とする
- ・ 付番対象をどうするか
- ・ どのように利活用するか（公開・流通の範囲、利用目的等）
- ・ 「番号」の名称をどうするか

○法人等に対して付番する「番号」

- ・ 「番号」に何をを使うか
- ・ 付番対象をどうするか
- ・ どのように利活用するか（公開・流通の範囲、利用目的等）

(2) 付番機関等

付番機関について、社会保障制度や税制の改革の方向性に照らして「歳入庁の創設」の検討を進めるとともに、まずはどの既存省庁の下に設置すべきか。
また、情報連携基盤を担う機関の所管は、どの省庁とすべきか。

(3) 「番号」を共通化する範囲

「番号」を共通化する範囲をどうするか。

2. 情報連携

複数の機関において、それぞれの機関ごとに「番号」やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、紐付けられた情報を相互に活用する仕組みを「情報連携」という。

なお、情報連携にあたり、各府省・関係機関・地方公共団体等がそれぞれ利用している番号間を紐付けするための方法について検討する。

(1) 情報管理

各府省・関係機関・地方公共団体等のデータベースによる分散管理方式

(2) 情報連携の範囲

情報連携の範囲にかかる主な論点は、①「番号」と紐付けされた情報の更新、②利活用のための情報連携、③情報連携基盤の3点。

① 「番号」と紐付けされた情報の更新

各府省・関係機関・地方公共団体等が保有しているデータに紐付けられた個人や法人の属性情報の最新化を図る仕組みについて検討。

② 利活用のための情報連携

当面の利活用のための情報連携の範囲をどうするか。

③ 情報連携基盤

後述の「情報連携基盤技術ワーキング・グループ」における論議を踏まえつつ検討・整理。

3. 本人確認

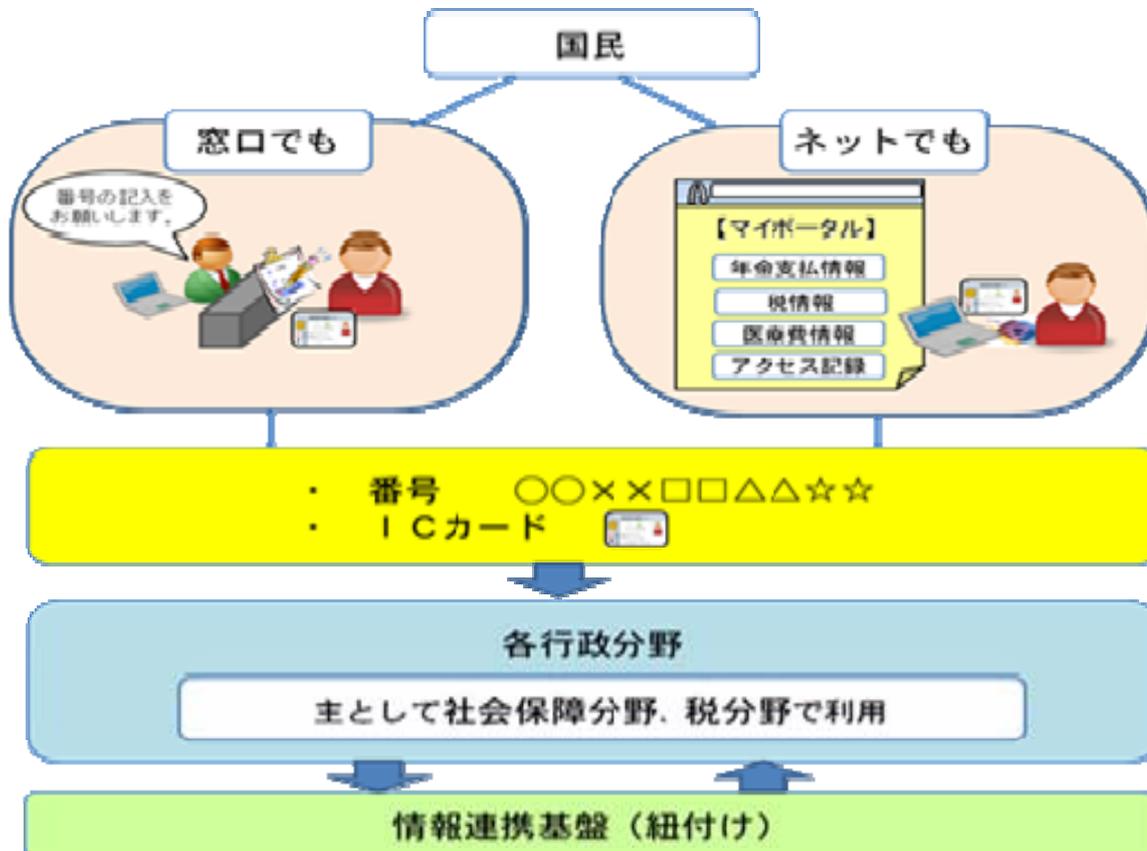
「番号」を利用する際、利用者が「番号」の持ち主本人であることを証明するための本人確認（公的認証）の仕組みを構築するため、既存のシステムである公的個人認証及び住民基本台帳カードを番号制度の導入に合わせて改良¹、活用することにより、本人確認を行う（以下改良される住民基本台帳カードを「ICカード」という。）。また、民-官、民-民のそれぞれの取引の場面で求められる認証の在り方について検討を行う。

¹ 認証用途の電子証明書への用途拡大や、署名検証者の民間事業者への拡大等が想定される。

Ⅲ. 「番号」はどのように利用されるのか

当面、社会保障と税務の分野の次のような場面で利用されるが、それぞれの具体的な利用場면을どう考えるか。

1. 社会保障分野における利用
2. 年金・税務分野における利用
3. 医療・税務分野における利用
4. 税務分野における利用
5. より一層国民の利便に資する利用
申請・申告等における添付書類の省略
 - (1) 給付等の申請
 - (2) 自己負担割合・自己上限負担額の決定
 - (3) 国税・地方税の申告
6. 国民が自己情報を確認し、行政機関等からの情報提供により、サービスを受ける



IV. 個人情報保護の方策

番号制度に係る個人情報保護の具体的方策については、今年5月を目途に「社会保障・税番号大綱（仮称）」に向けた一定の結論を得るよう検討を進めることとしてはどうか。

主な論点は次のとおり。

1. 自己情報へのアクセス記録の確認
2. 第三者機関
3. 目的外利用・提供の制限等
4. 罰則
5. プライバシーに対する影響評価

5. 番号制度創設推進本部の設置

番号制度について国民各層の納得と理解が得られるよう、番号制度創設推進本部を設置し、民間団体と協力しながら番号制度の創設を推進する。

具体的には、政府広報を積極的に実施し、中央・地方の各界各層の協力を得て平成23年度及び平成24年度の2か年をかけて全国47都道府県で番号制度に関するシンポジウムを行うとともに、番号制度導入のために周知・広報を行う民間団体を支援し、緊密な連携を行うものとする。

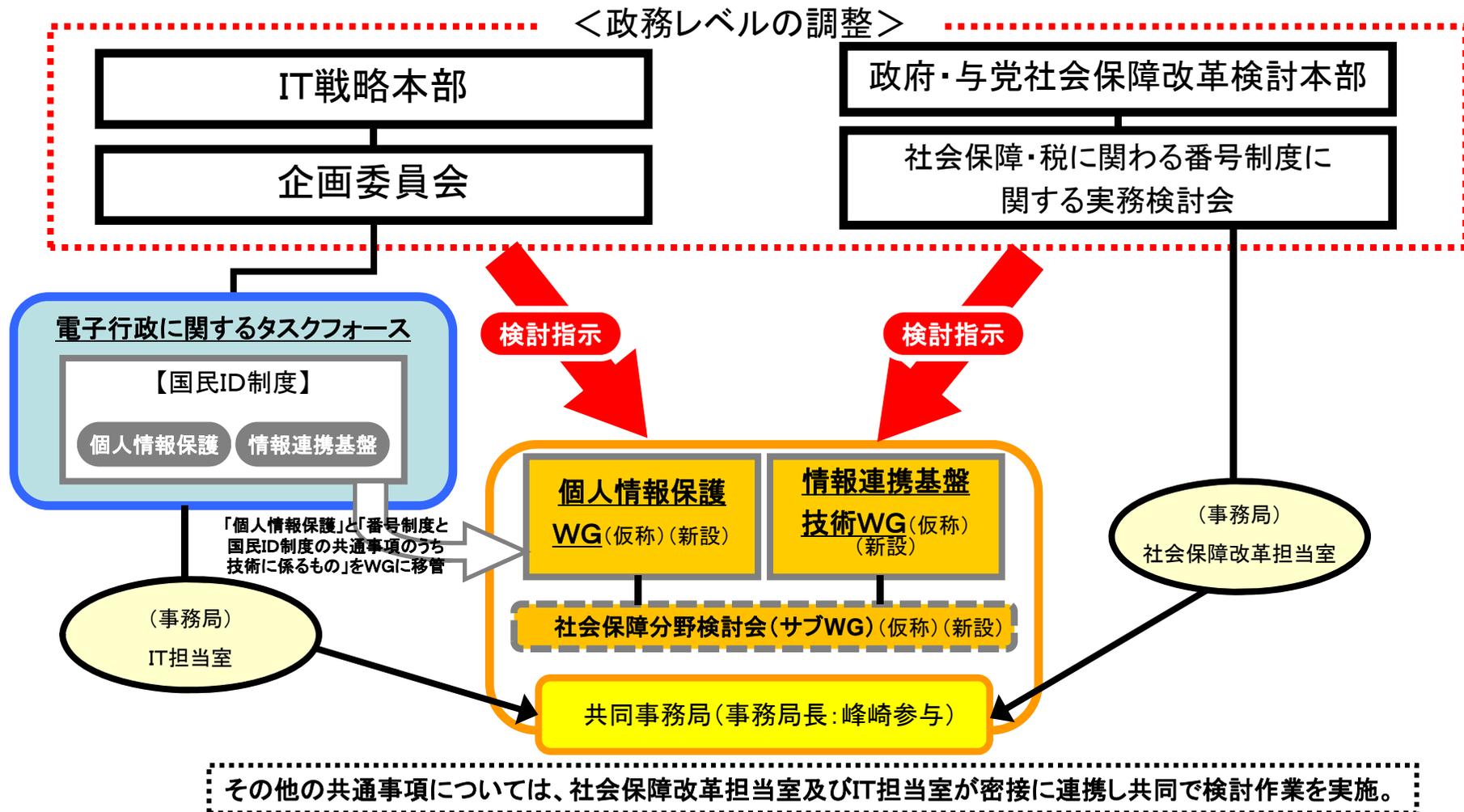
6. 今後のスケジュール

平成23年1月	基本方針
3月～4月	「社会保障・税番号要綱（仮称）」の公表
6月	「社会保障・税番号大綱（仮称）」の公表
秋以降	可能な限り早期に法案提出

さらに、第三者機関の設置時期、番号の配布時期、利用開始時期、ICカードを配布する場合の配布時期等についてどうするか。

ワーキンググループの設置について

- 共通番号制度及び国民ID制度の共通事項に関する事務的な検討を重複なく迅速に進めるため、政府・与党社会保障改革検討本部及びIT戦略本部の下に、「個人情報保護」及び「情報連携基盤技術」に関する専門家によるWGを設置。両WGの下に、社会保障分野の情報の特性を踏まえた検討を行うため、「社会保障分野検討会(仮)」(サブWG)を設置。
- WGについては、社会保障改革担当室及びIT担当室が共同事務局を務める。サブWGについては、社会保障改革担当室及びIT担当室の協力を得て厚生労働省が事務局を務める。



個人情報保護ワーキンググループ及び 情報連携基盤技術ワーキンググループの開催について（案）

1 趣 旨

情報通信による国民の利便性の向上、公平な負担、社会的弱者への確実な給付等を実現するためには、国民が窓口等で利用する番号の整備（社会保障・税に関わる番号制度）と、各機関間の情報連携の仕組みの構築（国民ID制度）を一体的に進めることが不可欠である。

特に、第三者機関創設等個人情報保護の仕組み、情報連携基盤（制度設計、情報システム等）、本人認証の仕組み、付番・管理等については、社会保障・税に関わる番号制度と国民ID制度で共通する事項であり、かつ、社会保障・税に関わる番号制度に合わせて導入する必要がある。

そのため、社会保障・税に関わる番号制度と国民ID制度に関する共同の検討の場として、個人情報保護ワーキンググループ（以下「個人情報保護WG」という。）及び情報連携基盤技術ワーキンググループ（以下「技術WG」という。）を開催する。

2 検討内容

個人情報保護WG及び技術WGは、次の事項について検討し、その結果及び活動状況について社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会及び高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部企画委員会に報告する。

(1) 個人情報保護WG

社会保障・税に関わる番号制度と国民ID制度における個人情報保護の仕組みに関する事項（技術に係る事項を除く）

（注）消費者庁、総務省等関係府省の協力を得て検討を実施。

(2) 技術WG

社会保障・税に関わる番号制度と国民ID制度で共通する事項のうち技術に係る事項

3 構成及び運営

- (1) 各WGは、峰崎内閣官房参与の主宰するWGとして開催する。
- (2) 各WGの構成員は別紙1及び別紙2のとおりとする。
- (3) 各WGに座長及び座長代理を置く。
- (4) 各WGの座長及び座長代理は峰崎内閣官房参与の指名により定める。
- (5) 各WGは、必要があると認めるときは、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- (6) 座長は、必要に応じ、サブワーキンググループを開催することができる。
- (7) その他、各WGの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

4 庶 務

個人情報保護WG及び技術WGの庶務は内閣官房（社会保障改革担当室及び情報通信技術（IT）担当室）において処理する。

「社会保障・税に関わる番号制度」に係る

平成 23 年度関係省庁予算（案）概要

- 内閣官房社会保障改革担当室（約 1 億 8,000 万円）
 - 番号制度導入に向けた国民への周知、広報、シンポジウム開催等に係る経費

- 内閣官房情報通信技術（IT）担当室（約 5,000 万円）
 - 番号制度及び国民 ID 制度導入に向けた情報連携基盤の技術的要件の検討、個人情報保護策の在り方に係る調査・検討に要する経費等

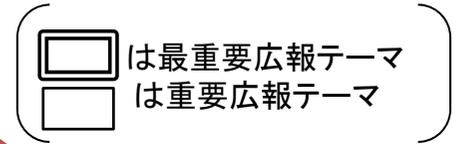
- 総務省（約 7,000 万円）
 - 住民基本台帳ネットワークシステム、地方税務システムを番号制度に対応させるための調査・検討に要する経費

- 財務省（約 9,000 万円）
（国税庁）
 - 国税庁システムを番号制度に対応させるための調査・検討に要する経費

- 厚生労働省（約 9,000 万円）
 - 番号制度導入に向けた社会保障分野における情報化、情報連携を進めるためのシステム標準化に向けた調査費等

三つの国づくりの理念と最重要・重要広報テーマ

平成の開国



農業再生(国際森林年含む)

国際広報(新成長戦略に重点)

雇用対策

社会保障改革

子ども・子育て

北方領土問題

危機管理
(防災、新型インフルエンザ対策など)

命と人権を守る
(自殺対策、児童虐待防止など)

日本人拉致問題

暮らしの安全・安心
(多重債務者対策、消費者被害ゼロなど)

最小不幸社会の実現

不条理を正す政治

【一人ひとりを包摂する社会】

社会保障改革の推進について

〔平成22年12月14日〕
閣議決定

社会保障改革については、以下に掲げる基本方針に沿って行うものとする。

1. 社会保障改革に係る基本方針

- 少子高齢化が進む中、国民の安心を実現するためには、「社会保障の機能強化」とそれを支える「財政の健全化」を同時に達成することが不可欠であり、それが国民生活の安定や雇用・消費の拡大を通じて、経済成長につながっていく。
- このための改革の基本的方向については、民主党「税と社会保障の抜本改革調査会中間整理」や、「社会保障改革に関する有識者検討会報告～安心と活力への社会保障ビジョン～」において示されている。
- 政府・与党においては、それらの内容を尊重し、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、23年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る。
また、優先的に取り組むべき子ども子育て対策・若者支援対策として、子ども手当法案、子ども・子育て新システム法案（仮称）及び求職者支援法案（仮称）の早期提出に向け、検討を急ぐ。
- 上記改革の実現のためには、立場を超えた幅広い議論の上に立った国民の理解と協力が必要であり、そのための場として、超党派による常設の会議を設置することも含め、素直に、かつ胸襟を開いて野党各党に社会保障改革のための協議を提案し、参加を呼び掛ける。

2. 社会保障・税に関わる番号制度について

- 社会保障・税に関わる番号制度については、幅広く国民運動を展開し、国民にとって利便性の高い社会が実現できるように、国民の理解を得ながら推進することが重要である。
- このための基本的方向については、社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会「中間整理」において示されており、今後、来年1月を目途に基本方針をとりまとめ、さらに国民的な議論を経て、来秋以降、可能な限り早期に関連法案を国会に提出できるよう取り組むものとする。